

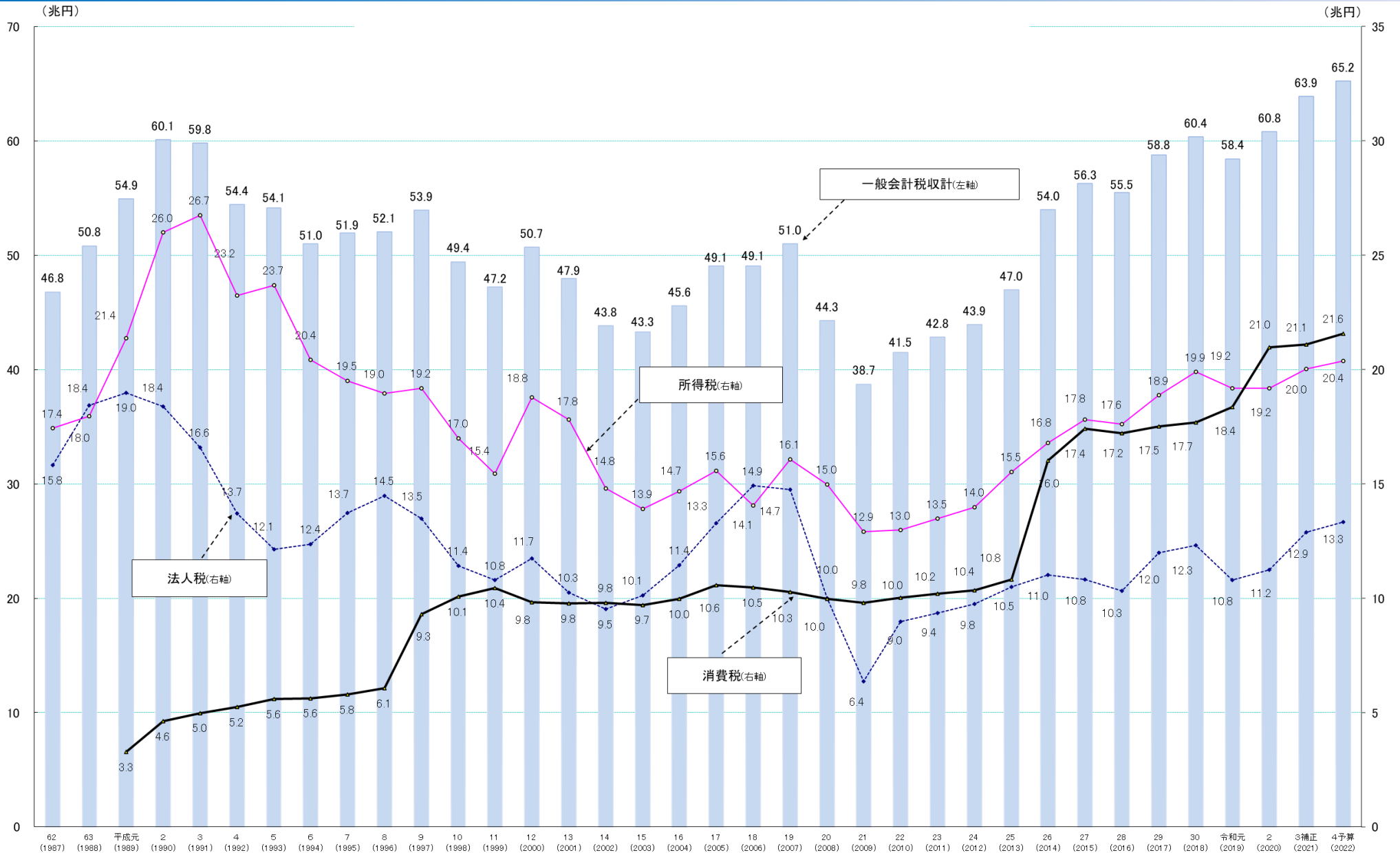
令和4年度 税制改正について

目次

1. 税財政の現状	P. 2 ~
2. 賃上げ促進税制	P. 5 ~
3. オープンイノベーション促進税制	P.20~
4. 5G導入促進税制	P.23~
5. 住宅ローン控除	P.25~
6. 新たな沖縄振興等に向けた措置	P.30~
7. 円滑・適正な納税のための環境整備	P.33~
8. インボイス制度	P.47~
9. 新たな国際課税ルールについて	P.62~
10. 金融所得課税について	P.67~
11. カーボンプライシングについて	P.71~
12. 税に対する理解を深めるための取組事例	P.73~

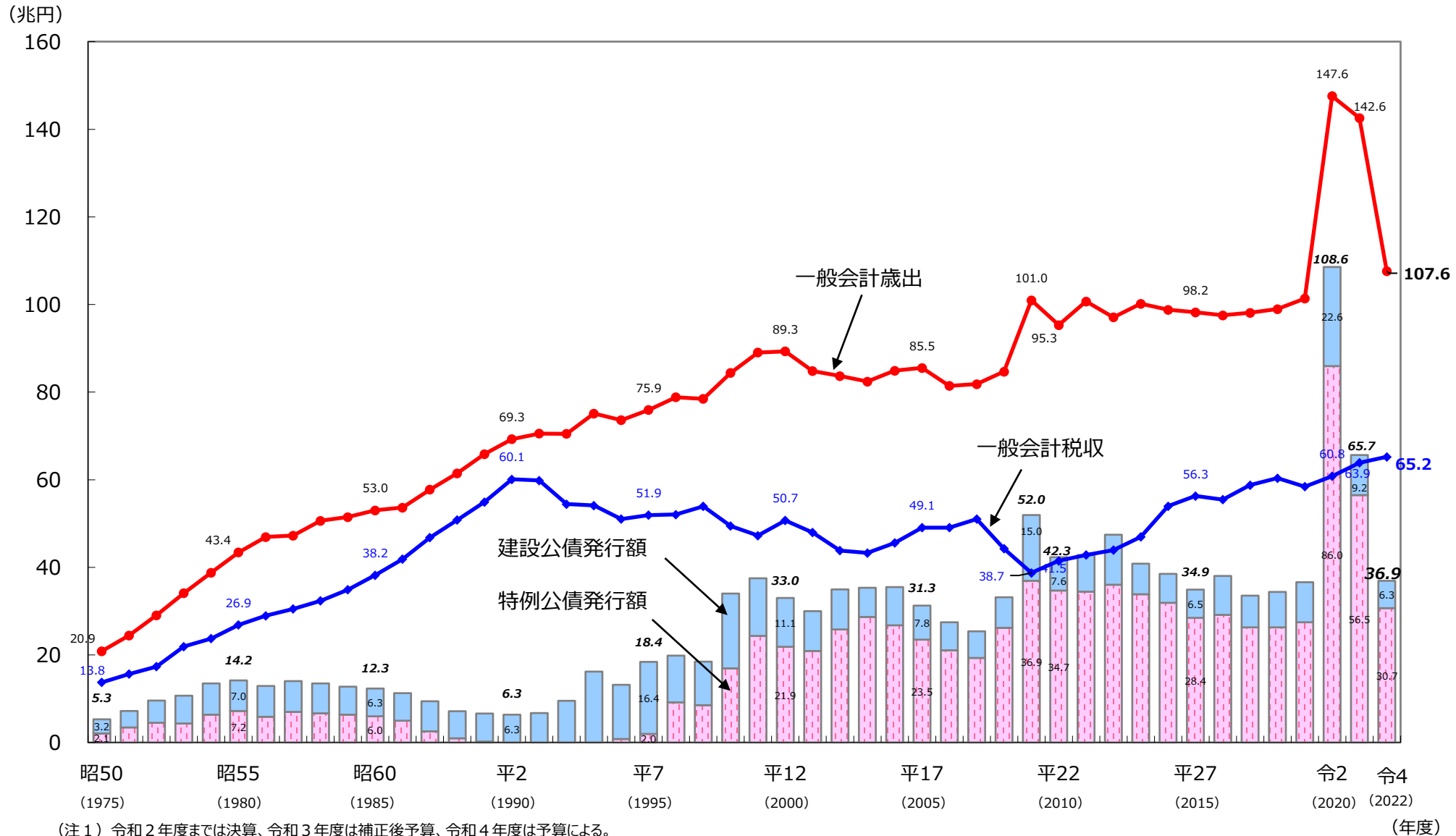
1 税財政の現状

一般会計税収の推移



(注) 令和2年度以前は決算額、令和3年度は補正後予算額、令和4年度は予算額である。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和2年度までは決算、令和3年度は補正後予算、令和4年度は予算による。

(注2) 特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

2 賃上げ促進税制

2022年春闘に向けた賃上げ期待の表明について

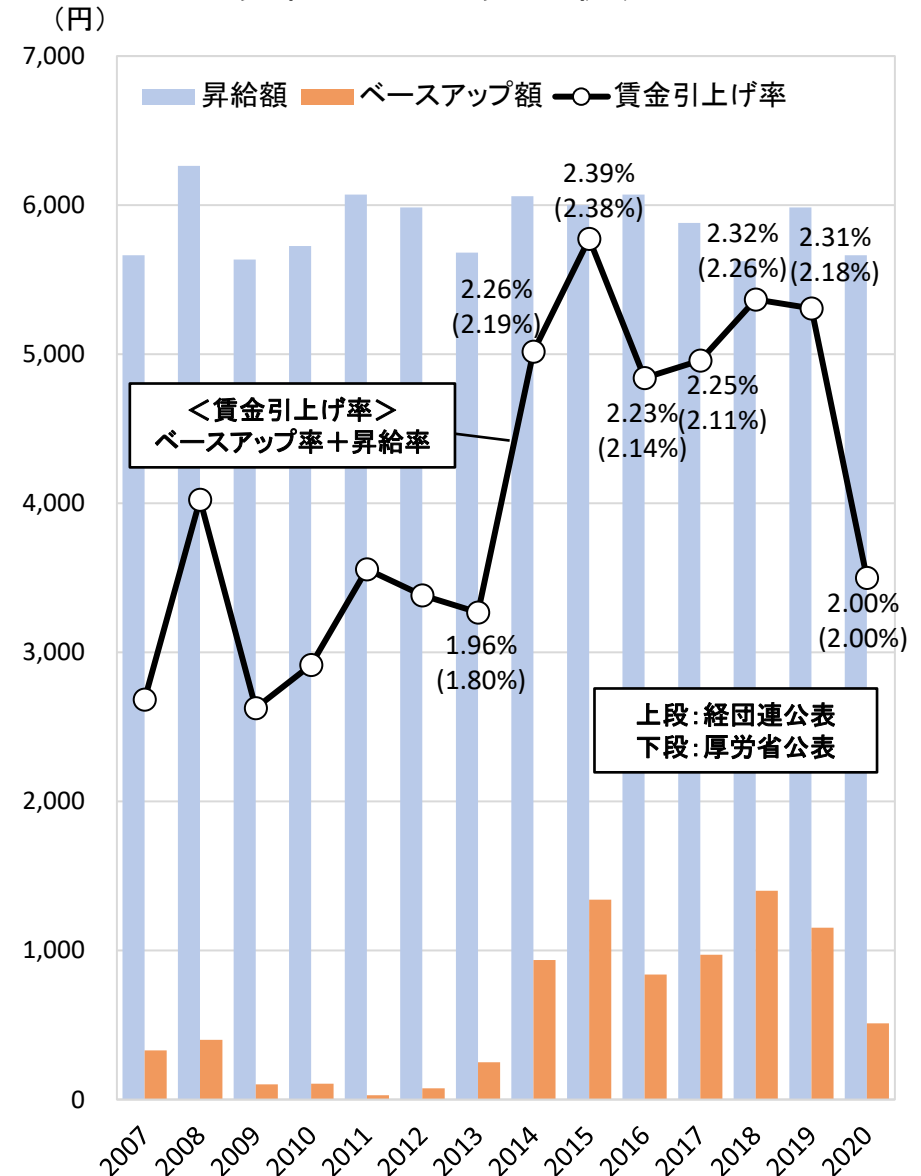
第3回「新しい資本主義実現会議」 岸田総理のご発言 (令和3年11月26日)(抜粋)

○ 民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準に回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3%を超える賃上げを期待しています。

(中略)

○ 経団連におかれましては、来年の春闘においては、2019年2.18%、2020年2.0%、2021年1.86%と低下する賃上げの水準を、思い切って一気に反転させ、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現することを期待いたします。

<昇給・ベースアップの状況>



賃上げ促進税制について

【R4改正】

大企業

※一定規模以上の企業は、
マルチステークホルダー
経営宣言を実施

(税額控除率)

最大30%

教育訓練費 2 割増

+5%

+

4 %増
(含、ボーナス)

+10%

継続雇用者
3 %増
(含、ボーナス)

15%

【R4改正】

中小企業

(税額控除率)

最大40%

教育訓練費 1 割増

+10%

+

2. 5 %増
(含、ボーナス)

+15%

全雇用者
1. 5 %増
(含、ボーナス)

15%

【H30改正】

最大20%

教育訓練費 2 割増

+5%

+

継続雇用者
3 %増 (含、ボーナス)

15%

【R3改正】

最大25%

2. 5 %増かつ
教育訓練費 1 割増など

+10%

+

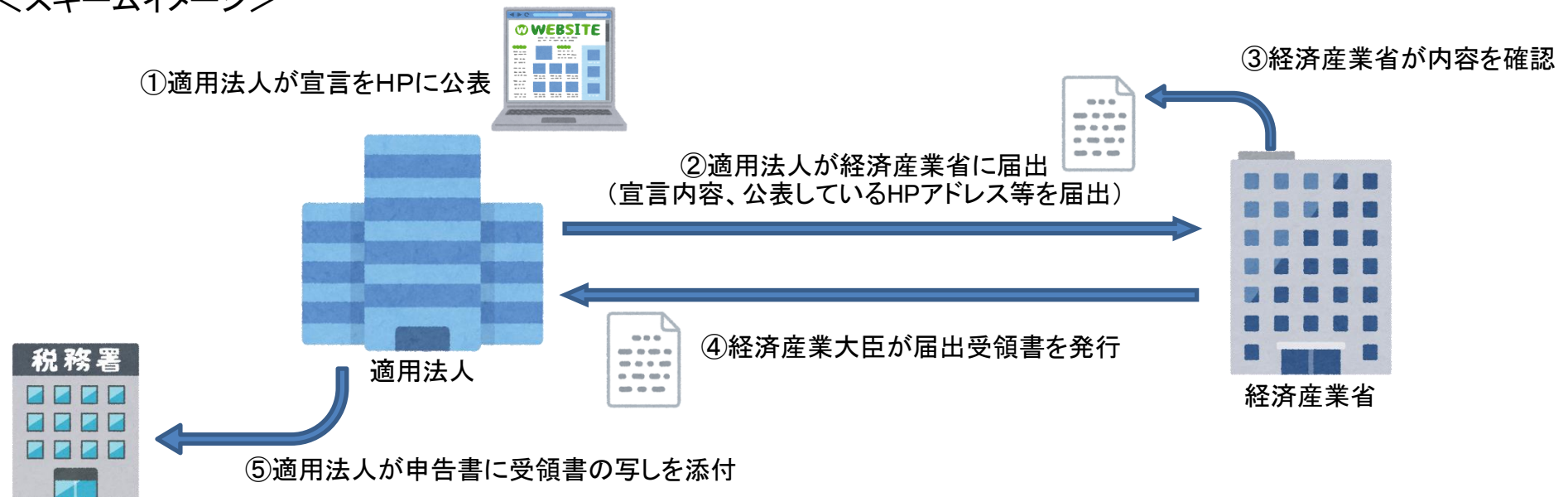
全雇用者
1. 5 %増 (含、ボーナス)

15%

マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みの宣言 (マルチステークホルダー経営宣言)

- マルチステークホルダー経営宣言とは、従業員や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに対し、各企業がどのような配慮を行うか、自ら宣言することをいう。
- 具体的には、
 - (1) 従業員への還元（「給与等の支給額の引上げの方針」、人材育成の方針 等）
 - (2) 取引先への配慮（「取引先との適切な関係の構築の方針」）をはじめ、各企業が自社の様々なステークホルダーに対し、どのような取組みを行うかを自社のホームページで公表し、その内容などを経済産業大臣に届け出ることとなります。

<スキームイメージ>



賃上げ促進税制

- 現行制度を抜本的に見直し、積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とする。(2年間の時限措置) その際、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とする。
- 賃上げや人材投資(教育訓練費)に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せする。

		《改 正 前》 ※人材確保等促進税制		《改 正 後》	
【適用要件】					
■給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額:対前年度増加率2%以上		継続雇用者の給与総額:対前年度増加率3%以上	
■マルチステークホルダーへの配慮 ※1				従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること	
【税額控除】		〔控除率最大20%〕		〔控除率最大30%〕	
■控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	
■控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ (賃上げ)			+10%	継続雇用者の給与総額:対前年度増加率4%以上
	上乗せ (教育訓練費)	+5%	※2 教育訓練費の対前年度増加率20%以上	※3 +5%	教育訓練費の対前年度増加率20%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%		●→ (変更なし)	

※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイトには宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出。

※2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要

※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

中小企業における賃上げ促進税制

○ 中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長(令和6年3月31日)する。

		《改 正 前》※所得拡大促進税制		《改 正 後》	
【適用要件】					
■ 給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額:対前年度増加率1.5%以上 ●		→ (変更なし)	
【税額控除】		〔控除率最大25%〕		〔控除率最大40%〕	
■ 控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 ●		→ (変更なし)	
■ 控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ (賃上げ)	+10%	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率2.5%以上	+15%	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ (教育訓練費)		かつ 教育訓練費増加等の要件の充足※1		※2 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
■ 控除上限額		当期の法人税額×20% ●		→ (変更なし)	

※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
 ➡ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要
- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正後:廃止)

※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

これまでの賃上げ税制等の概要

制度の概要

一人当たり賃金の
引上げに着目

コロナ禍で雇用
確保を重視

【適用要件】

- 新規雇用者の給与総額
: 対前年度比2%以上増

【税額控除】

- 新規雇用者の給与総額の
15%の税額控除

(注1) 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.2倍以上である場合には、
控除率を5%上乗せ(→合計20%)

(注2) 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を上限

H25	H29	H30	R3
- 給与総額 24年度比増 - 平均給与 前年度以上増	平均給与 前年度比2%増	継続雇用者 給与総額 前年度比3%増	新規雇用者 給与総額 前年度比2%増

当期と前期で
毎月給与の
支給がある雇用者

【適用要件】

- 雇用者全体の給与総額
: 対前年度比1.5%以上増

【税額控除】

- 雇用者全体の給与総額の
対前年度増加額の15%の税額控除

(注1) 雇用者全体の給与総額の対前年度比が2.5%以上増であり、
かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ(→合計25%)

(注2) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

- ① 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.1倍以上
- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明

H25	H30	R3
- 給与総額 24年度比増 - 平均給与 前年度以上増	継続雇用者 給与総額 前年度比1.5%増	給与総額 前年度比1.5%増

当期と前期で
毎月給与の
支給がある雇用者

大企業向け
(人材確保等促進税制)

中小企業向け
(所得拡大促進税制)

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業が、以下に該当する場合には、研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除※）の規定を適用しない。（適用期限：令和6年3月31日）

（制度の概要）

〔 所得金額が前年度の所得金額を超える場合 〕

① 給与：継続雇用者の給与総額が前年度の
継続雇用者の給与総額以下の場合

かつ

② 投資：国内設備投資額が当期の減価償却費の
3割の金額以下の場合

（追加：前期黒字・当期所得増の一定規模以上の大企業の場合）

〔 以下のいずれにも該当する場合 〕

① 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用
従業員数が1,000人以上の場合

② 前年度の所得金額が0を超える（黒字）場合

③ 所得金額が前年度の所得金額を超える場合

① 給与：継続雇用者の給与総額の対前年度増加割合
が1%未満であること

※令和4年度については、0.5%未満

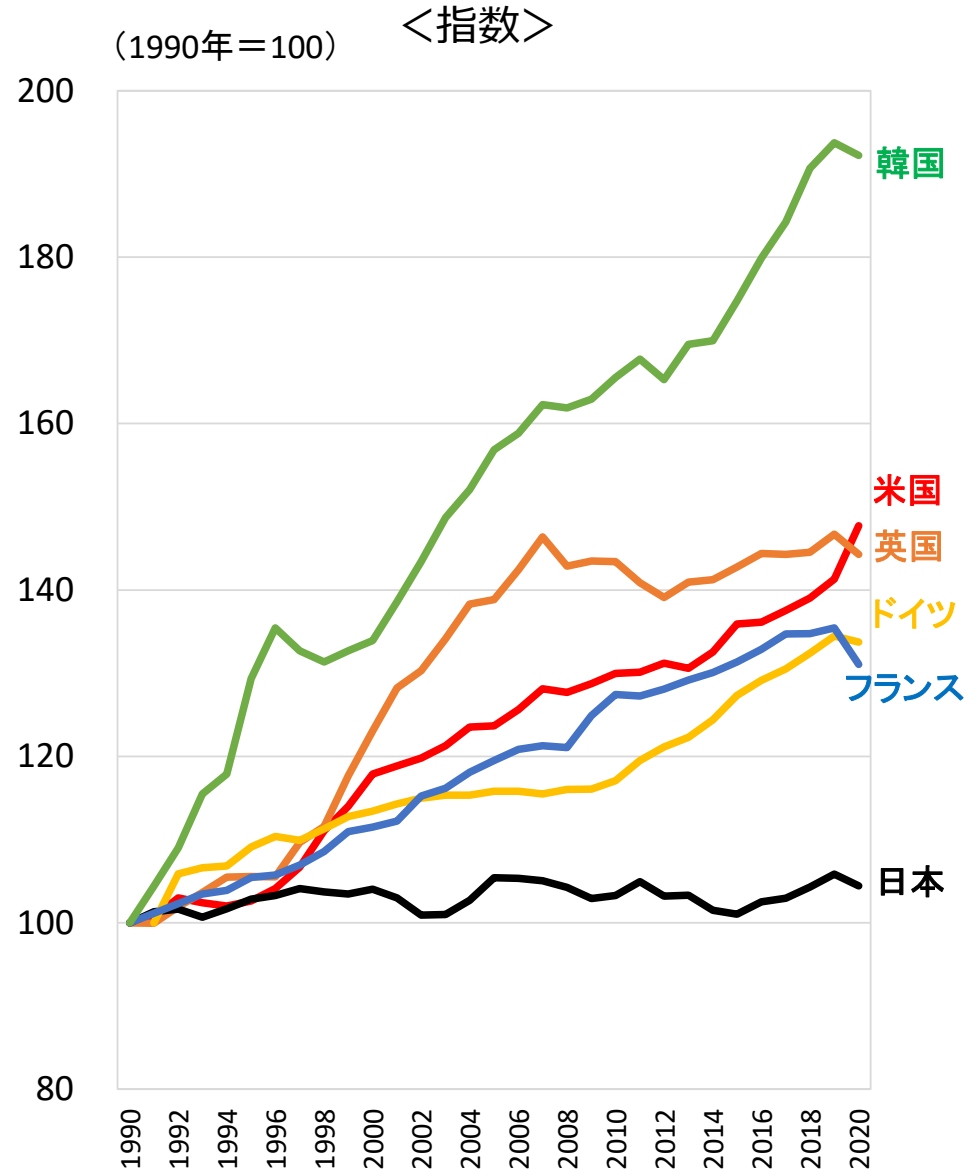
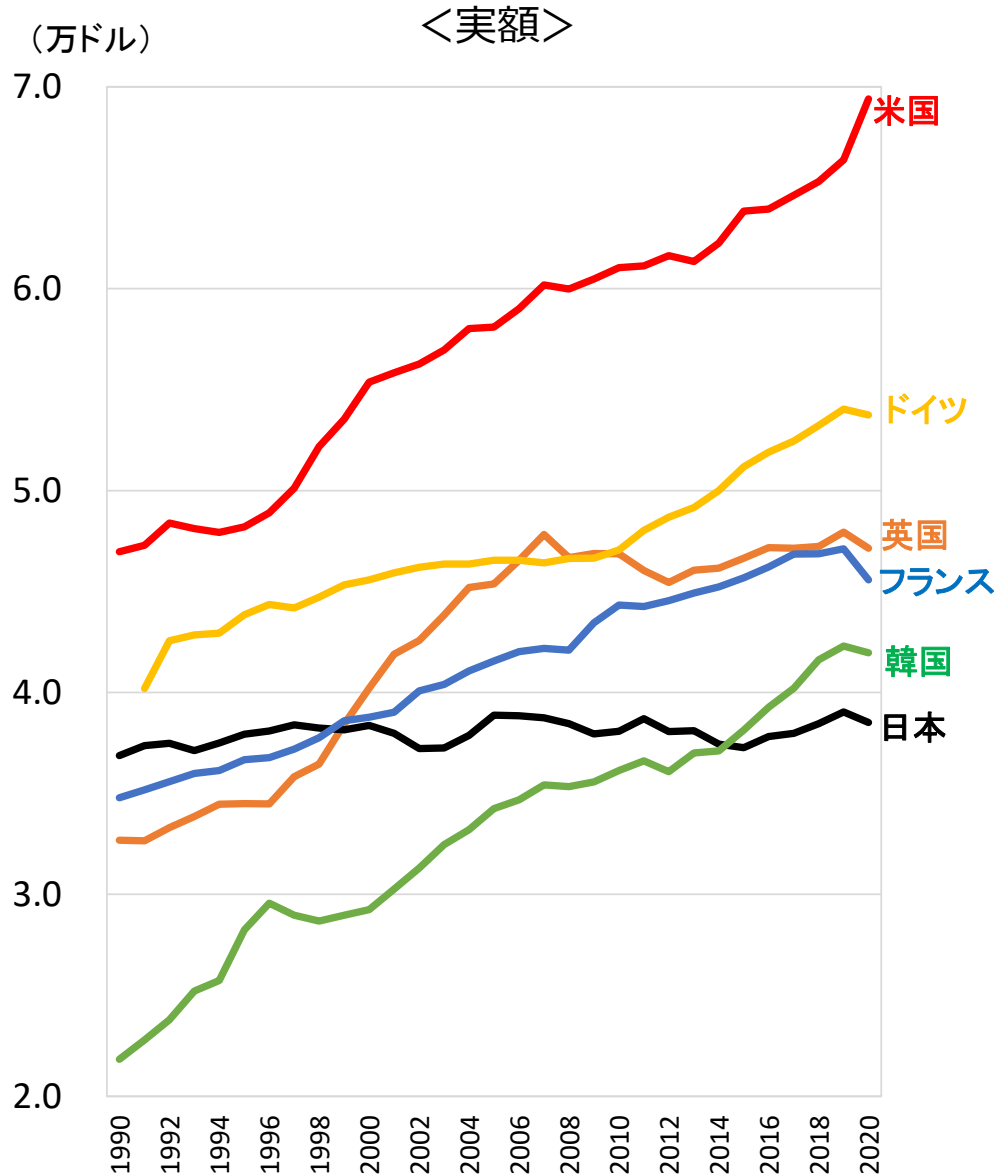
かつ

② 投資：同左

※ 特定税額控除：次の制度の税額控除

- ①研究開発税制、②地域未来投資促進税制、③5G導入促進税制、④デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、
⑤カーボンニュートラル投資促進税制

平均賃金の国際比較

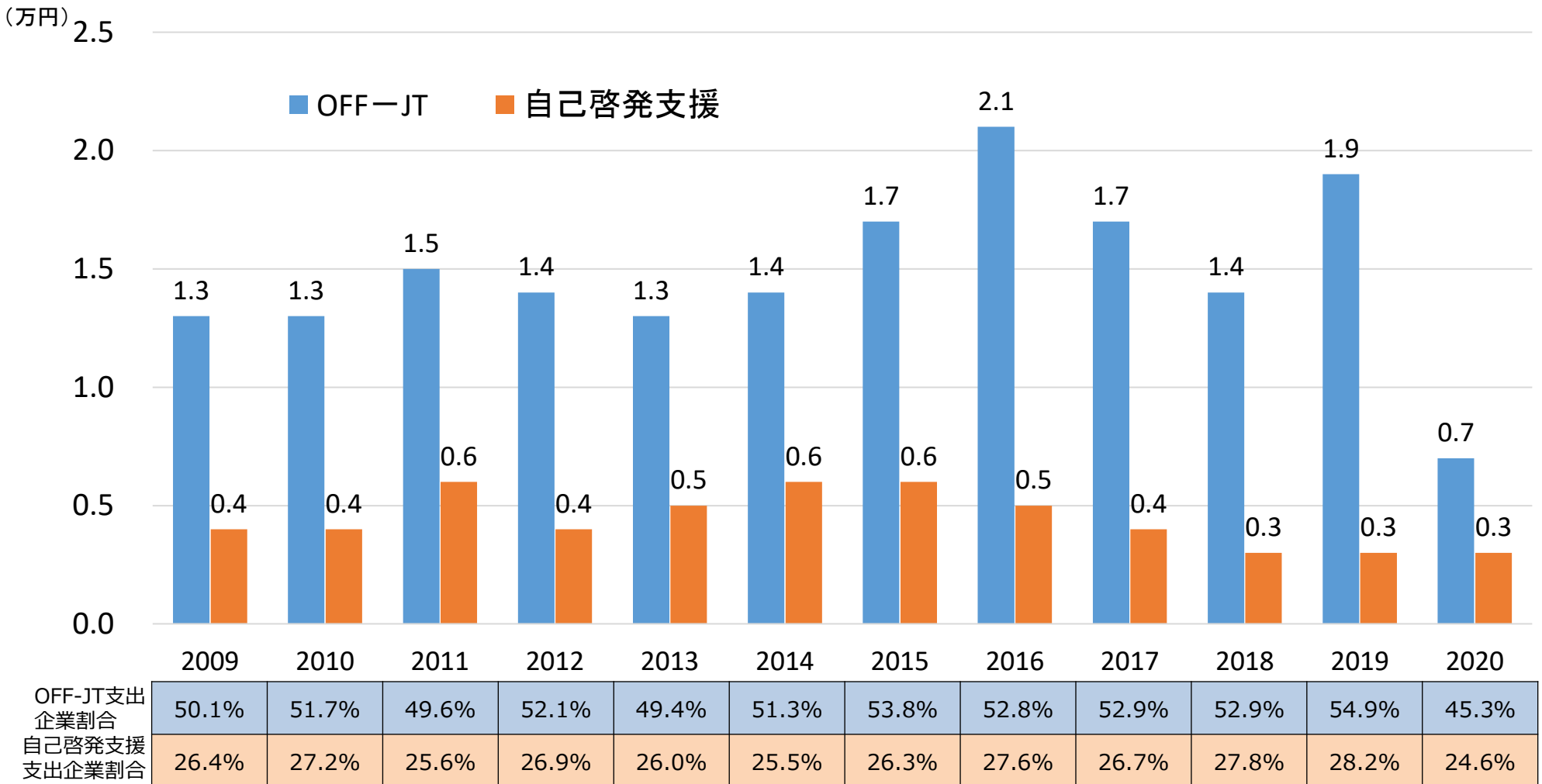


(出典) OECD database

(注) 購買力平価実績ベース。ドイツのみ1991年以降の数値。指数はドイツのみ1991年=100。

企業の年間教育訓練費支出額(労働者一人当たり)

- OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに、大きな変化はみられない。むしろ近年は減少傾向。
- OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに行っていない企業も一定程度存在する。



両費用支出 企業割合	23.1%	25.0%	20.2%
	41.9%	41.6%	50.1%

(出典)厚生労働省「能力開発基本調査」

※OFF-JT:業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいう。

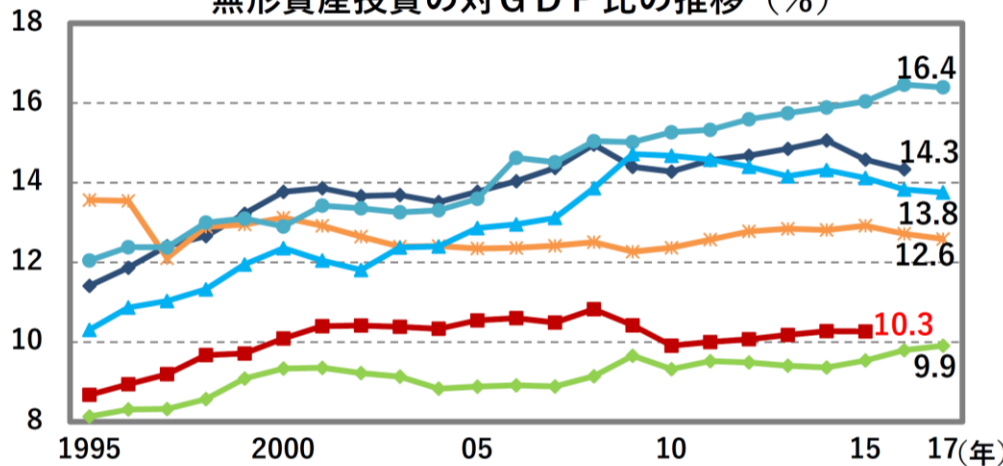
※自己啓発:労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう。

無形資産投資の推移

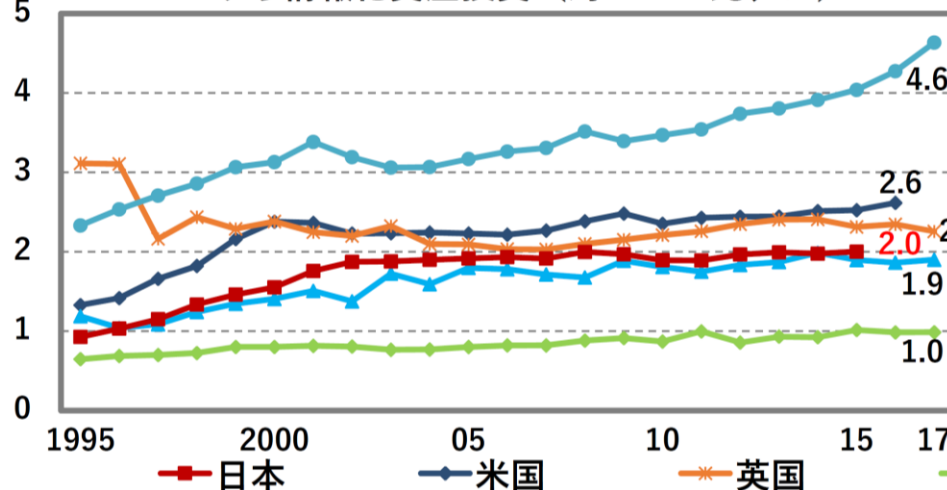
○ 我が国の無形資産投資は伸び悩んでおり、特に経済的競争力投資は低水準で推移。

無形資産投資とは、知識・技術や人的資本などの「見えない資産」への投資。革新的資産投資（研究開発投資等）、情報化資産投資（ソフトウェア投資等）、経済的競争力投資（人材投資、経営組織改革投資等）に大別される。

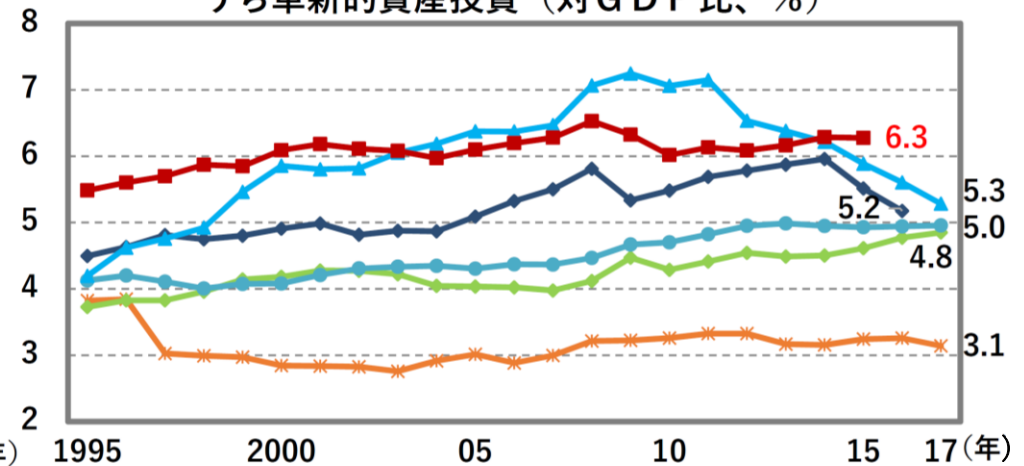
無形資産投資の対GDP比の推移（％）



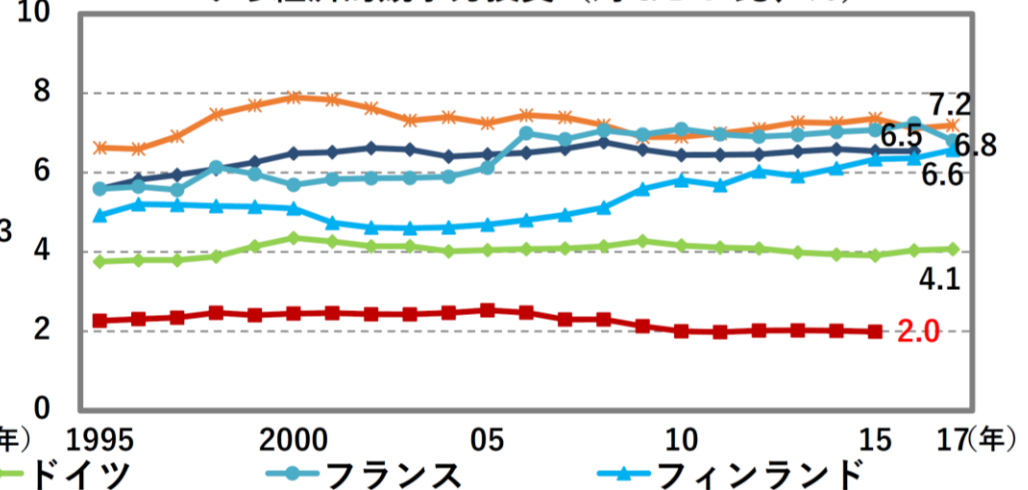
うち情報化資産投資（対GDP比、％）



うち革新的資産投資（対GDP比、％）



うち経済的競争力投資（対GDP比、％）



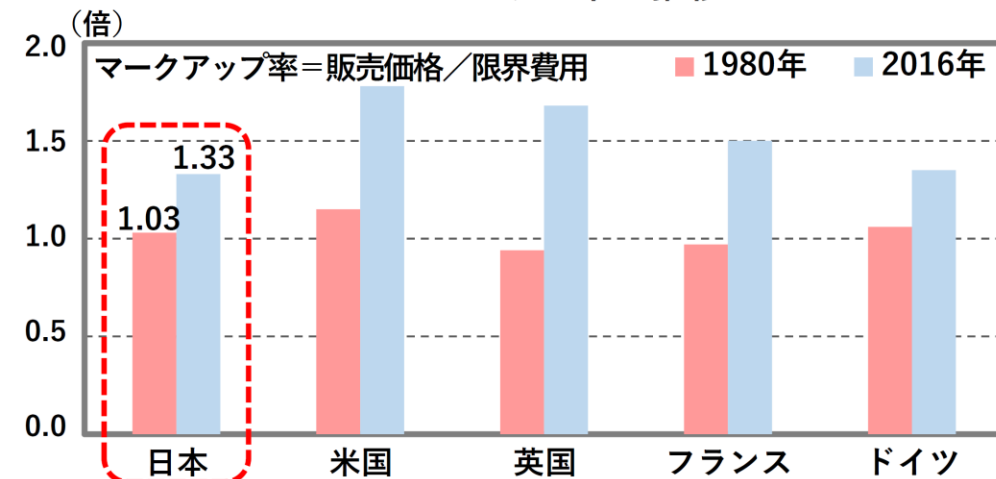
(注) 日本のデータはJIP2018プロジェクトの一環として宮川教授・外木准教授・滝澤教授で作成。日本以外のデータはINTAN-Investにより作成。日本以外のデータは不動産・公務・教育・医療・家内工業を除いた数値。

国民経済計算における民間企業設備投資では、上記の無形資産のうち、研究開発、コンピューターソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本が対象。

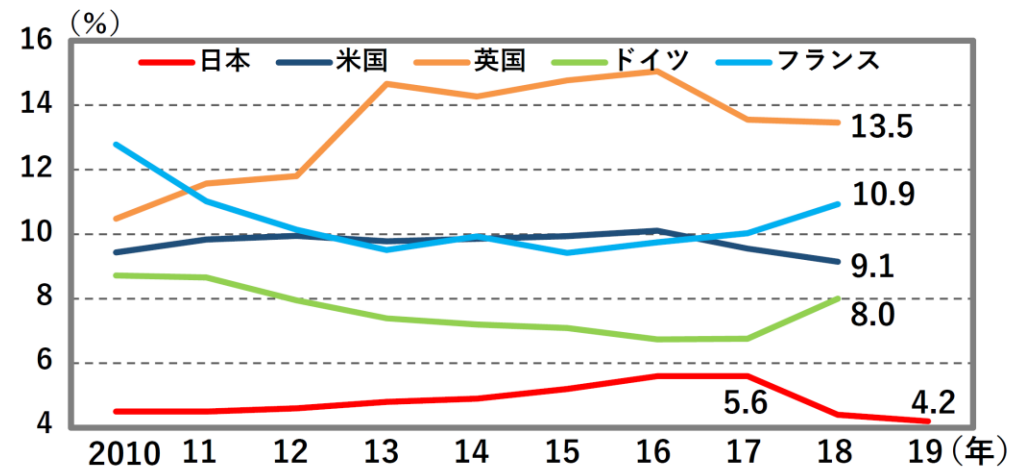
(出所) 内閣府「選択する未来2.0 参考資料」(2021年6月4日)

我が国企業のマークアップ率は、低い。
開業率や大学発ベンチャーの活動も、IT企業が大きく成長する米国と比べ、低い水準。

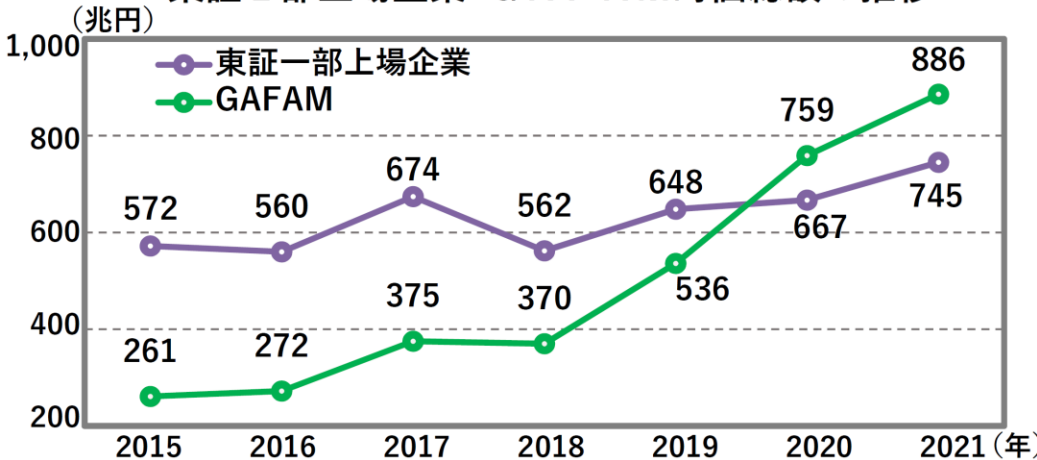
マークアップ率の推移



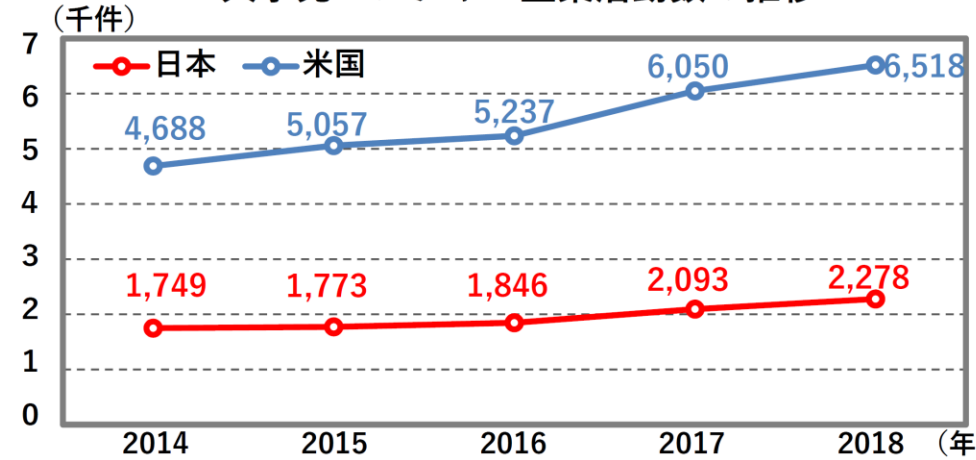
開業率の推移



東証1部上場企業・GAFAM時価総額の推移



大学発ベンチャー企業活動数の推移



(備考) 経済産業省「中小企業白書」、「大学発ベンチャーデータベース」、日本取引所グループ・Bloomberg、日本政策金融公庫総合研究所「2020年度新規開業実態調査」(2020年11月19日)、AUTM「AUTM 2018 Licensing Activity Survey」により作成。左上図は、Jan De Loecker and Jan Eeckhout(2018)「Global Market Power」により中小企業庁作成。左下図の2021年は9月末時点の値。GAFAMは、Google (Alphabet)・Apple・Facebook・Amazon・Microsoft。

○岸田内閣総理大臣 所信表明演説（第205回国会、令和3年10月8日）（抜粋）

三 第二の政策 新しい資本主義の実現

（略）

企業が、長期的な視点に立って、株主だけではなく、従業員も、取引先も恩恵を受けられる「三方良し」の経営を行うことが重要です。非財務情報開示の充実、四半期開示の見直しなど、そのための環境整備を進めます。

○コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～

（令和3年6月11日改訂、東京証券取引所）（抜粋）

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。（以下略）

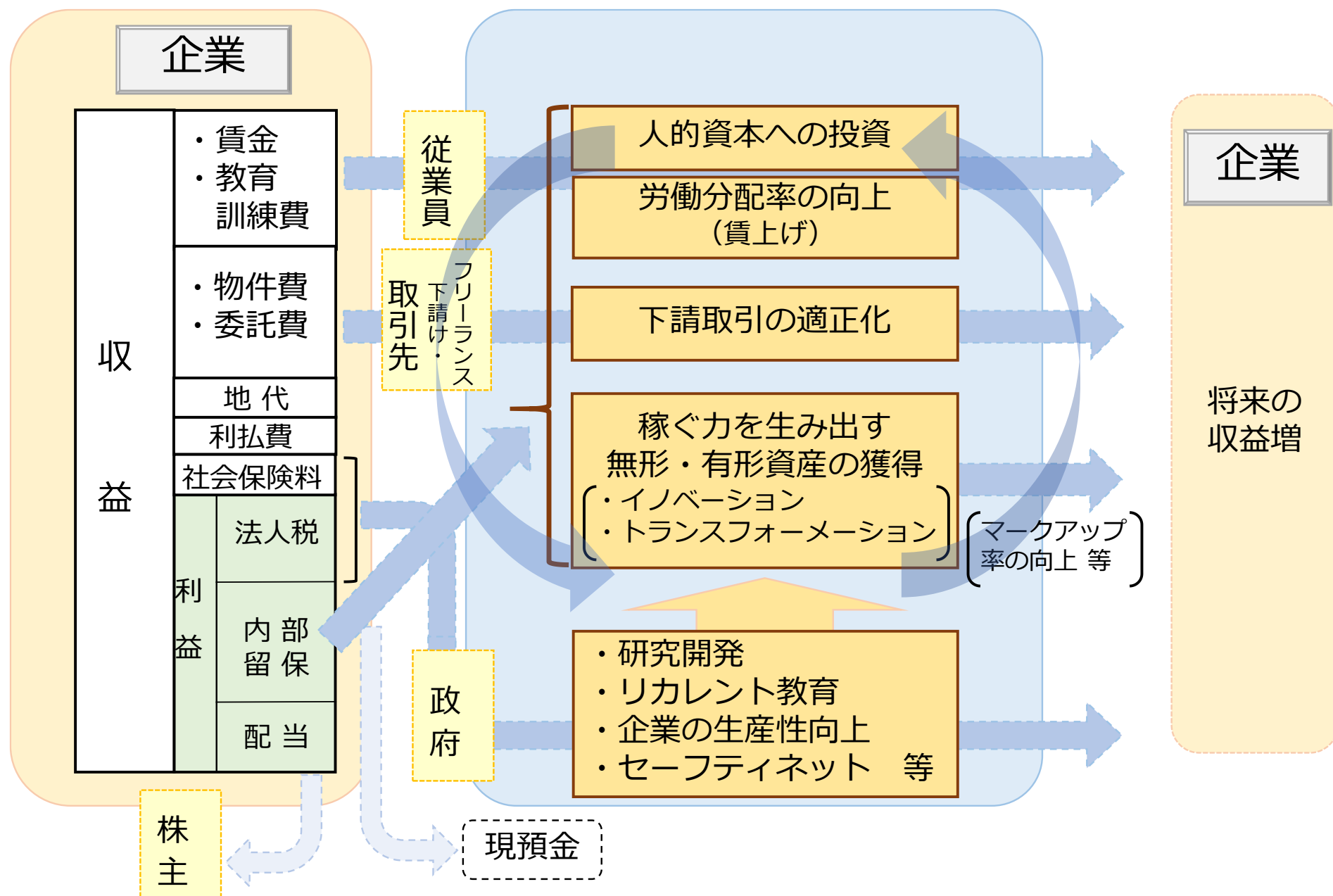
＜考え方＞

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。

また、「持続可能な開発目標」（SDGs）が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同機関数が増加するなど、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）が重要な経営課題であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

- 企業が、長期的な視点に立って、従業員や取引先などのマルチステークホルダーに配慮した経営を行うことにより、「成長と分配の好循環」を実現。



令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

1. 成長と分配の好循環の実現

（3）未来への投資等に向けた経済界への期待

令和4年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、オープンイノベーション税制も拡充するなど、「成長と分配の好循環」を早期に起動させるために、思い切った税制措置を講じている。歳出面においても、科学技術の振興等を目的として、大胆な措置が講じられているところである。こうした取組みの趣旨を踏まえ、経済界に対しては、「成長と分配の好循環」の実現と、ひいては「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、より積極的に役割を果たすよう求めたい。

近年、企業の前向きな投資や賃上げを促す観点から、法人実効税率の引下げをはじめとする様々な税制上の取組みを行ってきた。しかしながら、わが国の賃金水準は、実質的に見て30年以上にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国に比して低迷している。人的資本や無形資産への投資の規模や、設備の経過年齢を見ても、主要国に見劣りする水準にある。その一方で、株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていない。企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体としては縮小均衡が生じてしまってきた。そのような企業行動の変容をもたらすべく、コーポレートガバナンスの強化や様々な分野における規制改革等と並んで取り組んできた近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。

「成長と分配の好循環」は、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを生み出すことでマークアップ率を高めるとともに、その利益を元に次なる投資を行いつつ、株主だけでなく従業員、取引先、地域社会などの多様なステークホルダーに継続的に還元し、企業収益の更なる増加につなげていくことで実現する。「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素化、「人」への投資などへの取組みがより一層重要となる中、他の先進国との間に生じてきた所得や競争力の差を縮小するためにも、企業においては、リスク回避や横並びの意識を排してアニマルスピリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦することが期待される。政府においても、個々の企業が担うことは難しい研究開発支援や、非正規労働者やフリーランスを含めた社会全体の人的資本拡充など、企業が未来への投資に踏み切るに当たり必要となる環境の整備が、これまで以上に求められる。

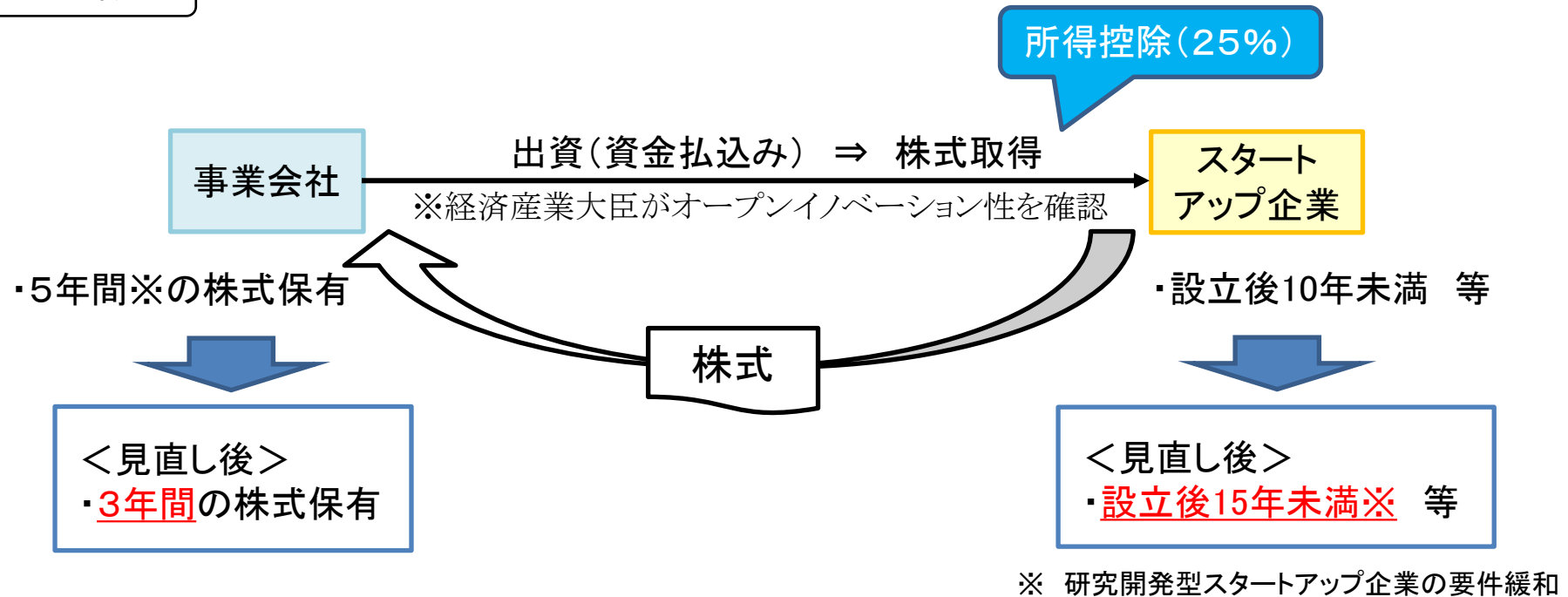
このような認識の下、来年以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業に対しては真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずべきかといった視点からも、幅広く検討を行う。

3 オープンイノベーション促進税制

オープンイノベーション促進税制の見直し

- スタートアップ企業と大企業等の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から以下の見直しを実施。
 - 対象となる一定のベンチャー企業の要件拡大（設立後10年未満⇒15年未満）
 - 制度活用のための株式保有期間の短縮（5年間⇒3年間）

制度の概要



経済産業大臣の証明実績（令和2年7月28日～令和3年10月1日）

証明を受けた出資金額の合計額	証明を受けた投資案件数
約 349億円	118件

(※)証明を受けた出資金額の合計額は、億円未満を四捨五入したもの

(※)経済産業大臣の証明交付実績を示すものであり、事業者が税制上の特例措置を受けたことを示すものではない。

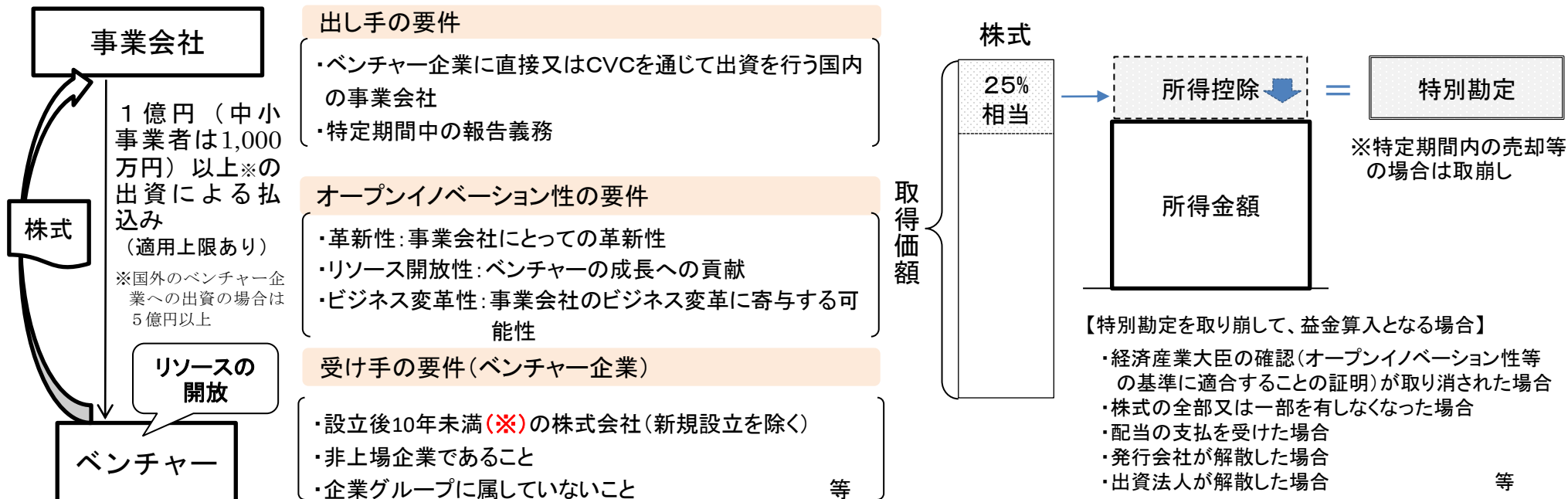
(出所)経済産業省HPから作成

オープンイノベーション促進税制の見直し

- ベンチャー企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、対象となる一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長(令和6年3月31日)する。

【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

- オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明※したものにより取得した株式。
 - ※ 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び**特定期間**(出資後5年間【**改正案:3年間**】)中、経済産業大臣が証明。



【改正案】

(※) 研究開発型ベンチャーにあっては、設立後15年未満

4 5G導入促進税制

5G導入促進税制の見直し

○「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、インセンティブ付けのため税額控除率を段階的に引き下げる等とした上で、適用期限を3年間延長(令和7年3月31日)する。

【制度の概要】

5G法(※)の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の5G設備の取得等をする場合には、税額控除又は特別償却ができる。

(※)特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

■ 税額控除率・特別償却率

措置内容	税 額 控 除								特 別 償 却	
対象事業者	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア	ローカル5G免許人
供用年度	改正前	R4	R5	R6	改正前	R4	R5	R6	改正前	R4~R6
条件不利地域 (過疎地域など)	15%	15%	9%	3%	15%	15%	9%	3%	30%	30%
その他の地域		9%	5%	3%						

■ 対象設備

全国5G	ローカル5G
無線設備(送受信装置、アンテナ)	無線設備(送受信装置、アンテナ)、 通信モジュール、コア設備、光ファイバ

※ 対象設備について、子局の開設計画からの前倒し設置分であることとの要件(全国5G)等の見直しを行う。

5 住宅ローン控除

住宅ローン控除の控除期間の特例の延長(令和3年度改正)

令和4年度改正前の制度

	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の措置を延長	(10月1日) 税率引上げ (10%)		R4年末までの入居 注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などはR2年12月 からR3年11月末まで	控除期間 13年 面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の 弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 ⇒ 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～	控除期間 10年	R3年末までの入居	

【令和3年度 与党税制改正大綱より】

消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置（控除期間10年、借入限度額4,000万円）の適用期限後の取扱いの検討にあたっては、会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直す。

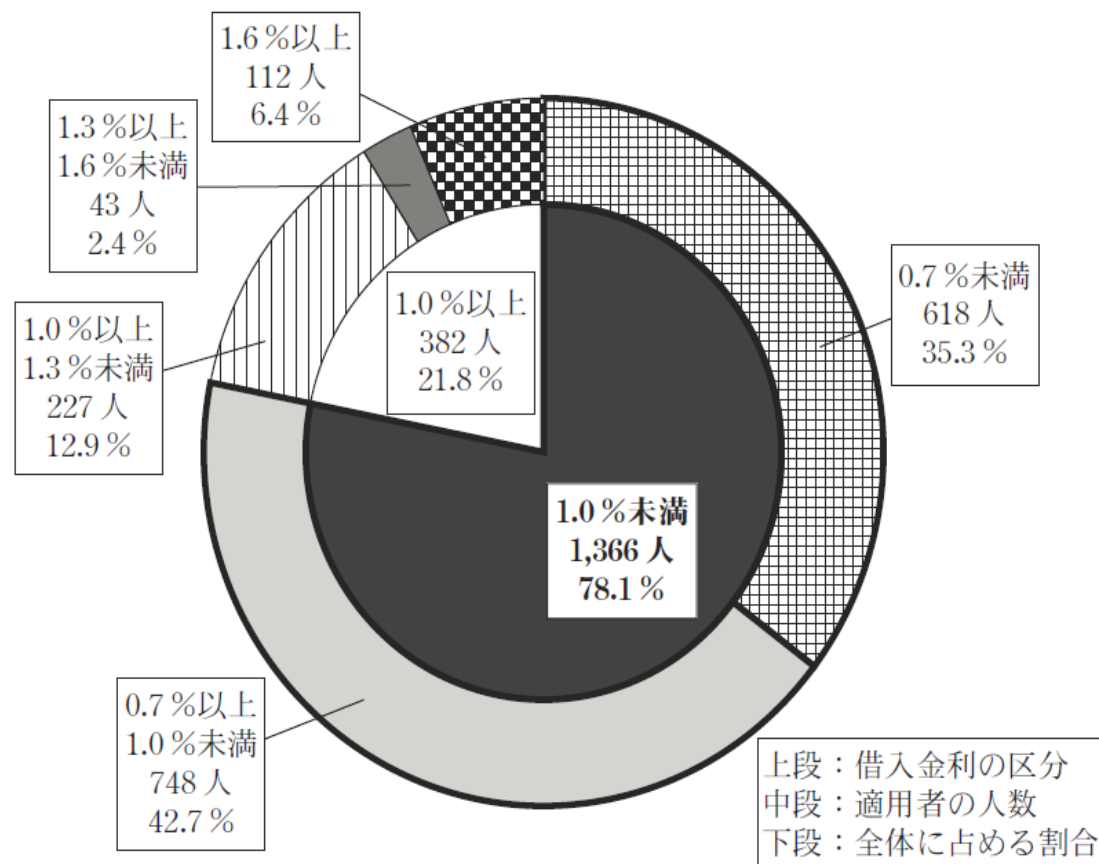
平成30年度決算検査報告（会計検査院）による検証状況等

会計検査院による平成30年度決算検査報告（令和元年11月8日内閣送付）においては、

「住宅税制租税特別措置について、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が78.1%となっているなどの状況が見受けられた」旨の指摘があり、同報告で、以下の問題提起。

- 「住宅ローンの借入金利が…1%を下回る場合…毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る…。」
- 「このため、…住宅ローンを組む必要がないのに住宅ローンを組む動機付けになったり、住宅ローン控除特例の適用期間が終了するまで住宅ローンの繰上返済をしない動機付けになったりすることがある。」

住宅ローン控除特例の適用者1,748人の住宅ローンの借入金利の状況



※ 会計検査院の決算検査報告から抜粋

※ 会計実地検査等を実施した税務署のデータによる。割合は小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

住宅ローン控除の見直し（令和4年度改正）

- **住宅ローン控除の適用期限を4年延長**（令和7年12月31日までに入居した者が対象）
- **2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置**
 - 省エネ性能等の高い認定住宅等（注1）につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せ
 - ※ 消費税率引き上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了
 - 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化
- **会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等**
 - 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%（改正前：1%）としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年（改正前：10年）へと上乗せ（注2）
 - 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）とする
 - 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40m²以上に緩和

※ 既存住宅における築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする

改正前

* 消費税率引き上げに伴う反動減対策

改正後

※緑の太枠内：新規の措置、金額：借入限度額
令和4・5年入居 令和6・7年入居

**新築住宅・
買取再販住宅**
（注3）

認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円 ↑* 〔3,000万円〕
一般住宅	4,000万円 ↑* 〔2,000万円〕

既存住宅

一般住宅	2,000万円
------	---------

認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円
その他の住宅（注4）	3,000万円	2,000万円

認定住宅等 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、 ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅)	3,000万円
その他の住宅（注4）	2,000万円

高
省エネ性能等
低

高
省エネ性能等
低

（注1）「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。
 （注2）控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とする。
 （注3）「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことを指す。
 （注4）「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
 （注5）所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。

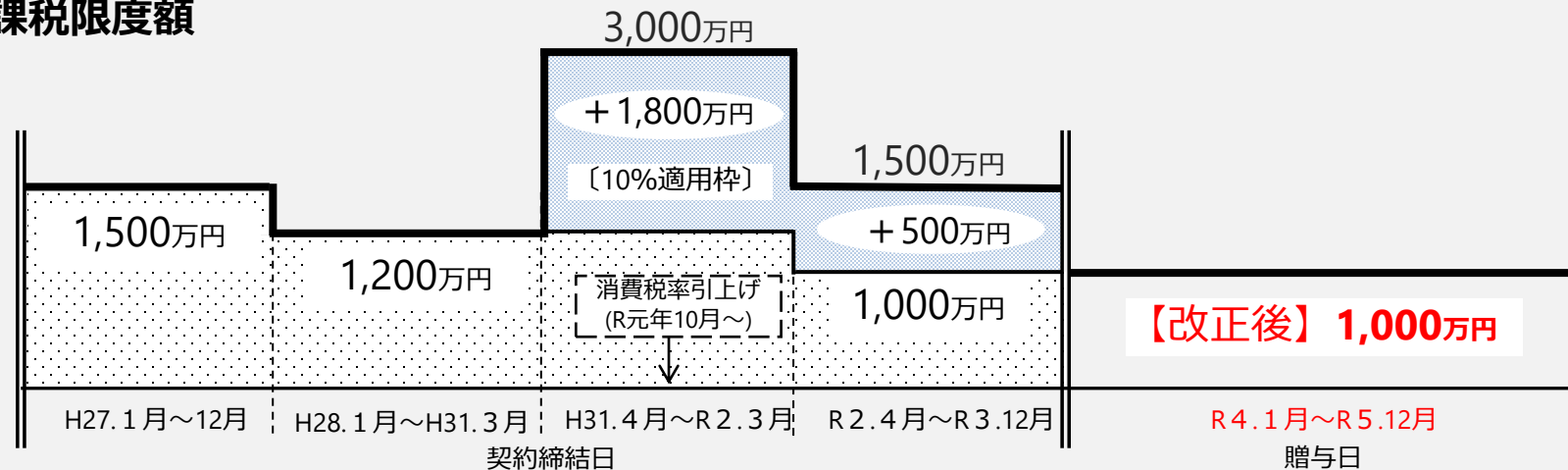
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。
（平成27年1月1日～令和3年12月31日までの措置）⇒【改正後】令和5年12月31日まで2年延長

■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下 など）

■ 非課税限度額



- (注) 1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。
2 受贈者の年齢要件：20歳 ⇒【改正後】年齢要件を18歳以上に引下げ（令和4年4月以後）
3 既存住宅は、①築年数が20年（耐火建築物は25年）以内 又は ②耐震基準に適合していること が必要。
⇒【改正後】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅 を対象とする。
4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月末まで1,500万円（耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）で据置き。
⇒【改正後】令和5年12月末まで2年延長。
5 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

6 新たな沖縄振興等に向けた措置

沖縄振興関連税制(法人税関係措置)

税制措置	概要	R4改正	対象地域
観光地形成促進地域 (法人税)	観光関連施設を新・増設する企業を支援するための税制 ・税額控除(機械等15%、建物等8%) 【対象施設】スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、 休養施設、集会施設 等	・適用期限を3年間延長 ・対象法人の見直し(※) ・対象施設の見直し	県内全域
情報通信産業特別地区・ 振興地域 (法人税)	指定地域内において、IT関連企業の立地促進を図るための税制 ・税額控除(機械等15%、建物等8%) ・所得控除(設立後10年間、40%)	・適用期限を3年間延長 ・対象法人の見直し(※) ・対象事業の見直し	情報通信産業特別地区 名護市、宜野座村、うるま市、浦添市、那覇市 情報通信産業振興地域 上記の他、本部町、金武町、恩納村、読谷村、 沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城 村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、豊見 城市、南城市、八重瀬町、糸満市、宮古島市、石 垣市
産業高度化・事業革新促 進地域 (法人税・所得税)	沖縄県内の製造業等のイノベーションを促進するための税制 ・税額控除(機械等 15%、建物等 8%) ・特別償却(機械等 34%、建物等 20%)	・適用期限を3年間延長 ・対象法人の見直し(※) ・対象事業及び対象資産の見直し ・名称変更(産業イノベーション促進 地域)	県内全域
国際物流拠点産業集積地 域 (法人税・所得税)	指定区域内において、高付加価値型のものづくり企業や物流企 業等の集積を図るための税制 ・税額控除(機械等15%、建物等8%) ・特別償却(機械等50%、建物等25%) ・所得控除(設立後10年間、40%)	・適用期限を3年間延長 ・対象法人の見直し(※) ・対象地域の見直し	宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、 うるま・沖縄地区
経済金融活性化特別地区 (法人税・所得税)	指定区域内において、多様な産業の集積により沖縄の経済金融 の活性化を図るための税制 ・税額控除(機械等15%、建物等8%) ・特別償却(機械等50%、建物等25%) ・所得控除(設立後10年間、40%×特区内従業員数割合)	・適用期限を3年間延長 (税額控除・特別償却) ・沖縄県知事による認定制度の導入 ・取得価額要件の見直し (所得控除) ・沖縄県知事への報告制度の導入	名護市
沖縄の離島における旅館 業用建物等の特別償却 (法人税・所得税)	離島において、事業者が旅館業の用に供する設備の新增設を図 るための税制 ・特別償却(建物等8%)	・沖縄県知事の確認手続の導入 ・対象資産の見直し ・取得価額要件の見直し ・適用期限を3年間延長	伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納島に 限る。)、うるま市(津堅島に限る。)、南城市(久高 島に限る。)、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉 敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、 多良間村、石垣市、竹富町、与那国町

(※) 対象法人を、事業者計画について沖縄県知事の認定を受けた法人のうち、付加価値額の一定割合以上の増加などの基準に適合することについて国の確認を受けた法人とする。

【その他のR 4 改正案】 繰越税額控除制度について、適用期間を沖縄県知事の認定を受けている期間に限定する。

沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の段階的廃止等

- 沖縄県産酒類に係る酒税の特例は、沖縄の本土復帰に伴う激変緩和措置として、本土復帰前から酒類を製造していた製造場が製造し県内に出荷する酒類について、酒税を軽減するもの（沖縄復帰特措法）。
- 復帰50年を迎え、酒類製造業界から自発的かつ積極的な提言がなされたことなどを踏まえ、酒類製造業者の自立的発展に向けた施策の一環として、酒類製造業者への影響や予見可能性を考慮して最長10年をかけて段階的に廃止する。

〔軽減割合〕

単式蒸留焼酎（泡盛）

前年度県内 課税移出数量	改 正 前	改 正 後				
	～R4年5月14日	R4年5月15日～	R6年5月15日～	R8年5月15日～	R11年5月15日～	R14年5月15日
1,300kℓ超	▲35%		▲25%	▲15%	▲5%	廃止
200kℓ超～ 1,300kℓ以下			▲30%	▲20%	▲10%	
200kℓ以下		▲35%				

ビール等（単式蒸留焼酎以外の酒類）

改 正 前	改 正 後		
～R4年5月14日	R4年5月15日～	R5年10月1日～ ＜ ビール類税率見直し ＞	R8年10月1日 ＜ ビール類税率統一 ＞
▲20%		▲15%	廃止

7 円滑・適正な納税のための環境整備

税理士制度の見直し

ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う。

1. ICT化とウィズコロナ時代への対応

- 税理士の業務におけるICT化の推進
- 事務所設置規制の見直し(物理的な事務所判定基準の撤廃)
- 税務代理の範囲の明確化
- 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化
- 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化

2. 多様な人材の確保

- 税理士試験の受験資格の見直し(会計学科目の受験資格の不要化、税法科目の受験資格(学識)に係る履修科目要件の緩和)

3. 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

- 税理士法人の業務範囲の拡充
(成年後見業務、租税に関する教育・普及業務)
- 税理士法人社員の法定脱退事由の整備
(業務停止処分等により法人から脱退することの明確化)
- 懲戒逃れを図る税理士等への対応※
〔 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備
元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」処分の創設 〕
- 税理士懲戒処分の除斥期間の創設(10年)

4. その他

- 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備
- 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等※

税理士の業務におけるICT化の推進

【背景】

- 経済社会のICT化が進展する中で、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況が変化。税理士は、この動きに的確に対応していくことが求められている。

【改正後】

- 税理士が取り組むべき上記の方向性を明確にするため、「税理士は、業務のICT化を進める等の取組みを通じて、納税者利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする」旨の努力義務規定を設ける（令和4年4月1日施行）。
- 併せて、その取組みが進展するよう、業務のICT化に関する規定を、日本税理士会連合会・税理士会の会則の絶対的記載事項とする（令和5年4月1日施行）。

事務所設置規制の改正

	改正前	改正後
法律上の規定	税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。また、複数設けてはならない。	
「事務所」の捉え方	定義：「継続的に税理士業務を執行する場所」 ←判定基準：外部に対する表示の有無、 応接設備の状況、使用人の有無 等	定義：「税理士業務の本拠」 ←判定基準：外部に対する表示の有無

設備や使用人の有無といった物理的事実による判定を行わないこととする。
 → 業務の場所・形態にとらわれない働き方を促進。

※ 併せて、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るため、日本税理士会連合会と連携し、使用者税理士による監督義務に関する法令解釈や指針を定める等、運用上の措置を講ずる。

（注）令和5年4月1日から適用する。

税理士試験の受験資格の見直し

経済社会の多様化・ICT化が進展する中、多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、試験の受験資格について、
 ① 税法科目より先に受験されることの多い会計学科目について受験資格を不要とし、早期の受験開始を容易にするとともに、
 ② 活動領域の拡大により、税理士には広く社会に関する基礎的素養が求められていることを踏まえ、学識による受験資格を満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲(履修科目要件)を、「社会科学(に属する科目)」(現行:法律学又は経済学)に拡充する。
 (注)令和5年4月1日から施行する。

税理士を目指す者

改正前

新設

主な受験資格 (→改正①により税法科目のみに適用)

学識				資格	職歴	
大学・短大・高専卒業者	大学3年次以上で62単位取得者	一定の専修学校の専門課程修了者	司法試験合格者	公認会計士短答式試験合格者	日商簿記1級又は全経簿記上級合格者	2年以上の一定の会計・法律事務経験者
【履修科目要件】 法律学又は経済学(1単位以上)			【改正②】 履修科目要件を社会科学全般に緩和			

【改正①】
会計学に限り
受験資格を不要化

会計学(2科目)

簿記論
(必須)

財務諸表論
(必須)

税法(3科目)

所得税※ 法人税※ 相続税 消費税又は酒税
 国税徴収法 住民税又は事業税 固定資産税

※いずれか必須

税法3科目・会計学2科目の計5科目合格により試験合格 → 加えて実務経験(会計事務2年以上等)を満たせば税理士登録が可能

令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

（1）個人所得課税のあり方

③ 記帳水準の向上等

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。加えて、今般の感染症への対応においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになった。小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。また、個人の青色申告における簡易簿記は複式簿記に移行するための準備的な段階としての役割も期待されているところであるが、簡易簿記での申告者の3分の1超が10年以上簡易簿記による記帳を続けている状況にある。

近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う。

令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第三 検討事項

- 7 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告 6 割（正規簿記 3 割、簡易簿記 3 割）、白色申告 4 割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所) 国税庁調

個人事業者の記帳状況と申告誤り等の状況(平成30年7月～令和元年6月調査分)

- 意図しない誤りを含む「申告誤り」が税務調査において見つかる割合は、記帳水準に連動（白色申告が最も高い）。
- 税務調査において「仮装隠蔽」が見つかる割合については、簡易簿記の青色申告が最も高い。

	記帳形式	記帳不備と判定	申告誤り	仮装隠蔽
青色申告	正規簿記	6.2%	72.9%	6.6%
	簡易簿記	22.5%	80.6%	8.8%
白色申告	—	74.2%	88.4%	7.9%

(出所)国税庁調

※「記帳不備」:実地調査において、記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間(おおむね3か月程度以上)遅滞している場合、記帳が全くされていない場合、及び帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合を指す。

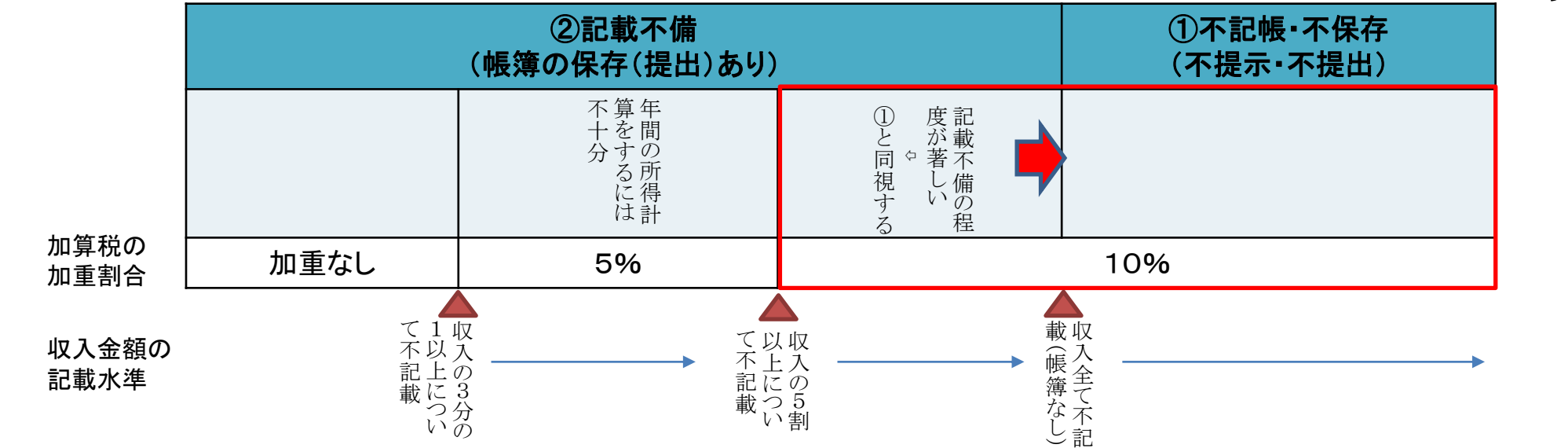
記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備

○ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備について未然に抑止するための以下の過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講ずる。

- 【改正後】
- (1) その修正申告等があった時前に、帳簿(電子帳簿を含む。)**【対象範囲: 所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上に係る帳簿】**の提出の要求があった場合において、次のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額(帳簿に記載すべき事項に基づく税額に限る。)に係る過少申告加算税・無申告加算税について、10%加重(下記②については、5%加重)する。
- ① 不記帳・不保存であった場合(その提出をしなかった場合)
 - ② 提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合(記載が著しく不十分な場合は①)
- (2) ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合(災害等の場合)は上記(1)の措置は適用しない。
- (注1) 上記の「一定の売上に係る帳簿」とは以下のとおり
- ・白色申告者・青色申告者(簡易・現金)・消費税法上の事業者が保存しなければならない帳簿: 売上帳、売掛帳、現金出納帳等
 - ・青色申告者(複式): 仕訳帳、総勘定元帳(売上に係る部分に限る。)
- (注2) 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

【加重措置の適用対象範囲のイメージ】

・ 給与所得者を含めた全体の納税義務者に占める帳簿の不保存・記載不備の事業者の割合は僅少であり、そういった一部の者について所得把握を十分に行えない不公平を是正するため、その記帳義務の履行の程度に応じたペナルティ(加算税の加重)を課す。



証拠書類のない簿外経費への対応策

- 税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や、証拠書類を偽装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、以下の必要経費不算入・損金不算入の措置を講ずる。

【改正後】

- 納税者【対象範囲：所得税法及び法人税法の納税者】が、事実の偽装・隠蔽がある年分（事業年度）又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告（更正を予知する前の修正申告を含む。）における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害その他やむを得ない事情により所得税法又は法人税法上保存義務のある一定の帳簿書類の保存をすることができなかったことを納税者が証明した場合を含む。）
- ② 帳簿書類等により間接経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

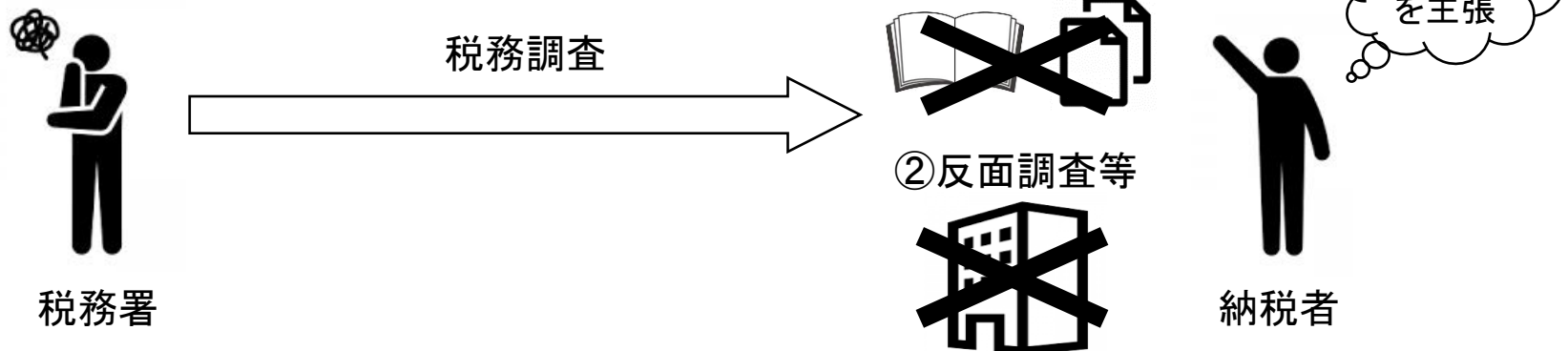
（注1） 納税者が個人の場合には、事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者の、その業務に係る事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が対象（雑所得の金額にあつては、小規模な業務に係るものを除く。）。

（注2） 推計課税の場合においても適用される。

（注3） 上記の改正は、納税者が個人の場合については令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合については令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

【必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ】

取引が行われた事実及びその費用の額が、①納税者の保存する帳簿書類等からも②税務当局による反面調査等によっても明らかにならない場合は、必要経費・損金に算入しない。



電子帳簿等保存制度の見直し(令和3年度改正)【ポイント】

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、**帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化**しました(令和4年1月1日以後適用)。

改正前

帳簿等

電子帳簿等保存



税務署長の事前承認が必要

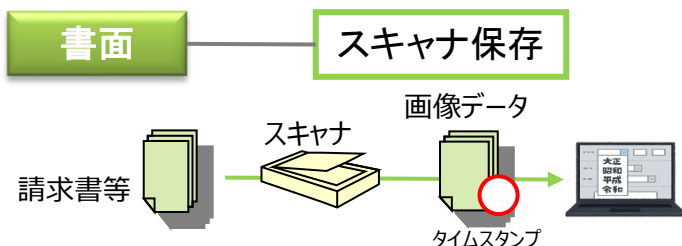
検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフトの利用企業は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されたもの。)も、**電子データのまま保存することが可能**。
- ✓ 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、**インセンティブにより差別化**(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除10万円上乗せして65万円)。

改正前

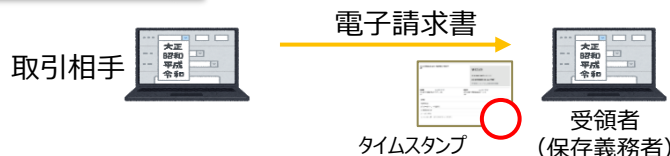
受領する請求書等



税務署長の事前承認が必要

- ・ 紙原本による確認が必要なため、その処理のために出勤が必要
- ・ 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難

電子データ 電子取引に係るデータ保存



保存データに対する高度な検索機能を確保できず、その場合は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ **紙原本による確認の不要化**(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。
- ✓ **電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算**。
- ✓ タイムスタンプ付与までの期間を**最長約2カ月以内に統一**。
- ✓ 検索要件の**簡素化**、一定の小規模事業者については**不要化**。
- ✓ 電子取引の**出力書面での保存の廃止**(電子保存義務化)

電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止(令和3年度税制改正)に関する宥恕措置について

令和3年度税制改正の電子帳簿等保存制度の見直しの概要

申告所得税・法人税に係る保存義務者は、令和4年1月1日以後に行われた電子取引(請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引)の取引情報(請求書・領収書等)を、電子データのまま保存しなければならないこととされた。

(注) 改正前は、電子取引データを出力することにより作成した書面等の保存をもって、その電子取引データの保存に代えることが可能。

【令和4年度税制改正の背景】

- ✓ 大企業であっても施行(令和4年1月1日)までの間に、対応未完了(準備中)の事業者が多数いる。
- ✓ 中小企業においては制度の認知が十分に進んでいない。



令和4年度税制改正の概要(改正省令は、令和3年12月27日公布、関係通達&FAQは、同月28日発表)

- 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存を可能とする(2年間の宥恕措置)。
- この宥恕措置の適用にあたって、納税者から税務署長への手続などは要しない。

宥恕措置期間中における納税者の具体的な対応イメージ

- 電子取引の取引情報(請求書、領収書など)の電子データを、従前と同様に、書面に出力して保存しておく。
- 税務調査があった場合には、税務職員に対して「社内のワークフロー整備が間に合わなかった。」や「今後、保存に係るシステムを整備する意向は有している(現時点で未整備)。」など、その事情を口頭で回答する。

※ 電子取引データの保存義務違反に関しては、法令が厳格に適用されることにより「青色申告の承認取消しや経費が否認されるのではないか」との声も出ていたところ、国税庁より令和3年11月に以下の取扱いを公表済み。

〔…その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。〕

財産債務調書制度等の見直し

【改正前】

提出義務者： 以下のいずれの基準にも該当する者

- ✓ 所得基準 : 所得2,000万円超
- ✓ 財産基準 : 総資産3億円以上 又は
有価証券等1億円以上

提出期限: 翌年3月15日

記載内容: 12月31日時点で保有する財産・債務の
所在地・銘柄別・価額等

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能
例: 取得価額 100 万円未満の家庭用動産
(現金・美術品等を除く)

【改正後】

提出義務者: 改正前の提出義務者に加えて、
以下の基準に該当する者も対象とする

- ✓ 財産基準 : 「総資産 10 億円以上」
(所得基準なし)

提出期限: 翌年6月30日

記載内容: 同左

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能
例: 取得価額 300 万円未満の家庭用動産
(現金・美術品等を除く)

【課題】

- ・ 所得2,000万円以下の者は、仮に高額資産を保有していたとしても、調書の提出義務がない。
⇒ 納税者における資産の異動状況等について、十分に把握できているとは言い難い。
- ・ 「改正前の提出期限(3月15日)までに、保有財産の種類・数量・価額を正確に算出・記載することは必ずしも容易でないことを勘案し、提出期限は6月末以降とすべき」との指摘がある。
- ・ 提出義務者の事務負担軽減の観点から、記載省略の範囲について拡大する余地があると考えられる。

(注1) 国外財産調書についても、提出義務者の事務負担軽減の観点から、提出期限の緩和及び記載省略の範囲の拡充を行う。

(注2) その他所要の措置を講ずる。

(注3) 令和6年1月1日以後に提出すべき調書(令和5年分以後の調書)について適用する。

登録免許税及び自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

- 登録免許税及び自動車重量税は、オンライン申請の場合に限り、インターネットバンキング等による納付が可能とされているが、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、申請者利便の更なる向上を図るため、書面申請の場合も含め、クレジットカード等による納付も可能にする。

改正前

申請方法	納付方法
窓口	現金納付・印紙納付
オンライン	現金納付・印紙納付・ ネットバンキング等による納付

登録
免許税

申請方法	納付方法
窓口	印紙納付
オンライン	ネットバンキング等による納付

自動車
重量税

改正後

窓口・オンラインでの申請にかかわらず、クレジットカード等による納付を可能とする。

8 インボイス制度

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

- 複数税率の下で、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために**必要不可欠な仕組み**。

〔従来の請求書（単一税率）〕

請求書

〇〇(株)御中

(株)△△

●年■月分 請求金額 43,200円

■月1日 割りばし 540円

■月3日 牛 肉 5,400円

：

合 計 43,200円



〔適格請求書（インボイス）イメージ〕

R5年10月～

請求書

〇〇(株)御中

(株)△△ (T1234...)

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円

■月3日 牛 肉 ※ 5,400円

：

合 計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円

8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【追加の記載事項】

- ① 登録番号
- ② 適用税率
- ③ 消費税額
- ④ 軽減対象品目である旨

取引総額が分かれば仕入税額が計算可能



- 取引慣行上の請求書等で対応可能であり、税法で特段の**義務付けは不要**。
- 結果的に、免税事業者が交付する請求書等でも**仕入税額控除が可能**。

仕入税額を正確に伝える仕組みが別途必要



- 請求書等に「売り手」が**適用税率・税額を別記**することを**義務付ける必要**。
- 事後検証ができるよう、交付した請求書等の**保存**を「売り手」にも**義務付ける必要**。
- 税額計算や納税の義務が**免除される**小規模事業者[※]にこれらの義務を課すことは不可（→免税事業者からの仕入れについては**控除できない**）。
- 「インボイスを作成できる者」が作成したものなのか簡単に確認できるようにするための**登録番号が必要**。

「政府は、・・・消費税の軽減税率制度の導入後3年を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性・・・を検証し、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年）附則第171条第2項）

【課題1】事業者の準備状況

- 説明会の開催要請等のあった事業者団体を通じ、「インボイス制度」への対応開始時期や説明会の効果を把握するアンケート調査を実施。（回答時期：令和3年4月～ 回答50団体・1,889社）
- 具体的な準備の開始時期：
→ 制度開始（令和5年10月）より1年前程度が多数
- 説明会の効果：
→ 説明を受けた事業者の約9割が「理解が進んだ」との回答。
事業規模や業容によって必要な準備内容も異なるものと理解することで、事業者の不安軽減にも資することが期待

《取組みの方向性》

- ✓ 未だ関心を持っていない事業者にもプッシュ型で情報発信を行うなど、引き続き制度を理解して頂く機会を確保することが重要。
- ✓ 個々の事業者の事情を踏まえた、インボイス対応に関するきめ細かな経営相談ができる仕組みが必要。
- ✓ 改正電帳法に基づく領収証等のスキャナ保存の推進に加え、事務負担の軽減に優れた効果を発揮する、電子インボイスを含むバックオフィスのデジタル化を強力に推進することが重要。

		登録開始				制度開始
	開始済	R3.7～ R3.9	R3.10～ R4.3	R4.4～ R4.9	R4.10～ R5.3	それ 以降
情報収集	63.8%	14.4%	12.7%	4.1%	1.3%	3.2%
社内周知	14.6%	13.7%	34.9%	18.9%	8.8%	7.7%
取引先と 調整・相談	2.1%	3.8%	17.9%	34.0%	22.8%	14.9%
システム改修	6.9%	3.7%	14.9%	30.6%	22.4%	15.1%

◎説明会等における事業者の声の例

- ・ 「インボイス」という新たな書類を一から作るのではなく、現在やり取りしている市販の請求書に登録番号を追加すればよいことが分かった。
- ・ 簡易課税を利用しているので、インボイス制度導入後であっても、引き続き請求書を保存することなく仕入税額控除ができることが分かった。
- ・ 課税事業者になった場合、売上や事務負担、資金繰り等について、どうなるか分からず心配だ。
- ・ 手書きで帳簿や請求書等を作成しており、管理や保存が大変になる。

【課題2】事業者の取引への影響

＜免税事業者が行う取引＞

【事業者間(BtoB)取引】

免税事業者 → 簡易課税の事業者

簡易課税の事業者(課税売上高5000万円以下)は、
インボイスの保存がなくとも控除が可能

免税事業者 → 本則課税の事業者

経過措置により、免税事業者からの
仕入れについても、制度移行後、
・ 当初の3年間は8割、
・ その後の3年間は5割
は仕入税額控除が可能

【対消費者(BtoC)取引】

インボイス不要

【免税事業者が行う取引】

- 消費者や免税事業者、簡易課税の事業者との取引は、インボイス移行の影響を受けない。
(参考1)売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち約6割が消費者との取引。
(参考2)課税事業者の約3分の1は簡易課税事業者
(参考3)非課税取引が多い事業者(金融、保険、医療、介護、不動産等)との取引では、現行制度でも控除対象外。
- さらに本則課税の事業者であっても、免税事業者からの仕入れについて経過措置が設けられている(当初の3年間は8割、その後の3年間は5割を控除可能)。

＜免税事業者と取引のある事業者について＞

- 一人親方と取引のある建設業者や、フリーランスなど個人事業者との取引が多い事業者に対し、アンケート調査を実施。
- 「条件を変えずに取引を継続」との回答が約半数。
「免税事業者との取引をやめる」は2%。
- 他方、免税事業者との取引価格の変更を検討するとした者や、課税事業者になることを提案するとした者もそれぞれ2割程度存在。

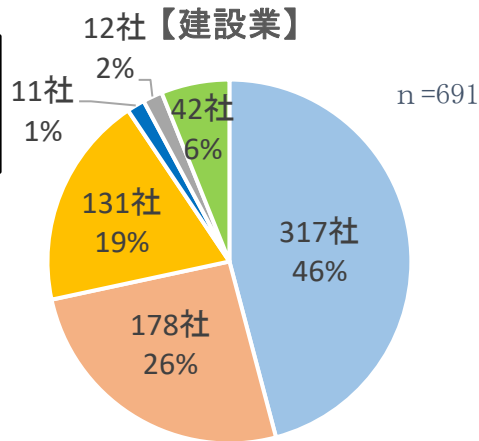


《取組みの方向性》

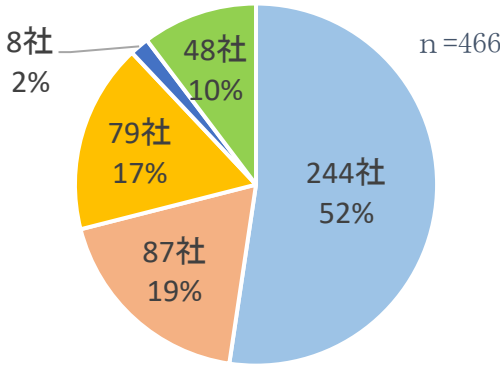
- ✓ インボイス制度移行後の取引条件に関する交渉に際し、発注者側が遵守すべき独禁法等関係法令上のルールを分かりやすい形で周知する必要。
- ✓ 特に、免税事業者に対する一方的な値引きや、課税事業者に転換した者に対する一方的な価格の据え置きなど優越的地位の濫用に対応する必要。
- ✓ 立場の弱い免税事業者等の零細事業者にも手を差し伸べられるよう適切に対応する必要。

Q: インボイス制度移行後、免税事業者との取引において、どのような対応を考えていますか。

- : 条件を変えずに取引を継続
- : 関係法令を踏まえ、これまでの取引価格を変更できないか検討
- : 課税事業者になるよう提案
- : 上記の対応は行わずに免税事業者と取引をやめる
- : 雇用として受け入れることを検討
- : その他(不明を含む)



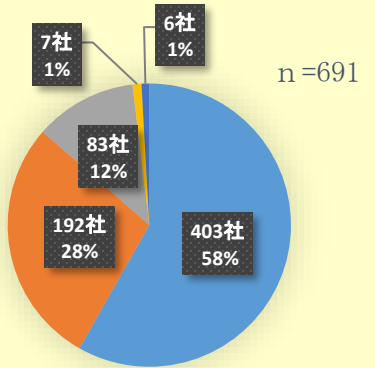
【出版、生命保険、映像・動画・広告制作等】



(参考)

Q: 取引を行う際に重視する点(建設業)

- 技術の高さや品質などの仕事ぶり
- 必要になったときにすぐに対応してくれるかどうか
- これまで継続的な取引関係があるかどうか
- 他に比べて価格(報酬)が安いかどうか
- その他



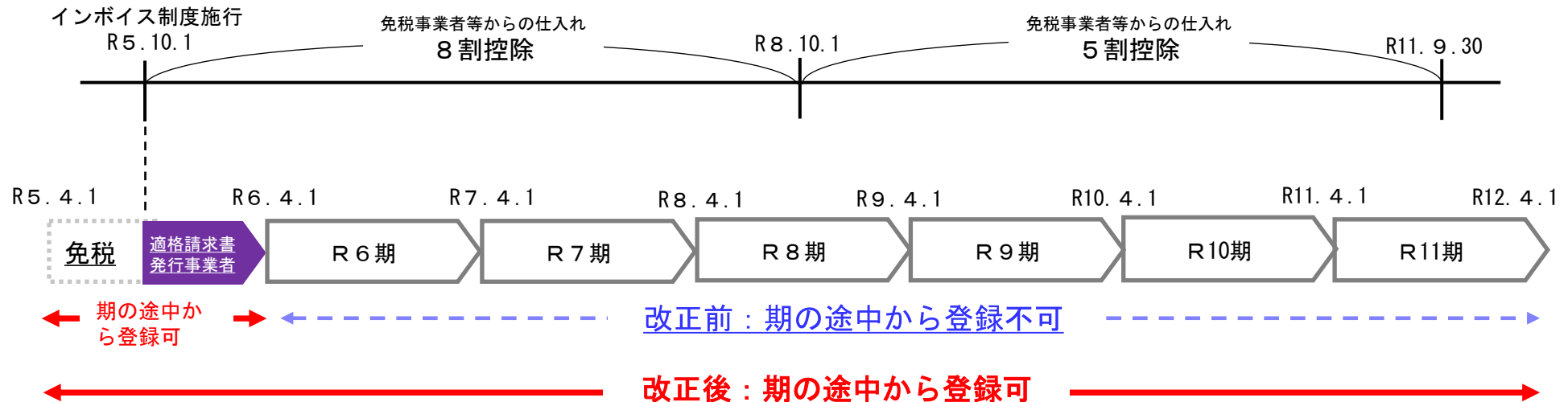
適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

【改正前】

- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請した場合、令和5年10月1日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができる。
- 一方、その後の課税期間においては、課税期間の途中からの登録を受けることはできない。
 - ※ 課税事業者選択届出書と登録申請書を提出し、翌課税期間から登録を受けることとなる。

【改正後】

- 免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においても、課税期間の途中からの登録を可能とする（簡易課税の適用も可能とする）。
- （注1）課税事業者選択届出書を提出することで課税転換した場合とのバランスを考慮し、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、事業者免税点制度の適用を制限する（令和5年10月1日の属する課税期間を除く）。
- （注2）令和4年4月1日施行。



制度施行後6年間は、期の途中からの登録を可能とする。

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
- ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります(Q7参照)。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

Q7

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような恣意等

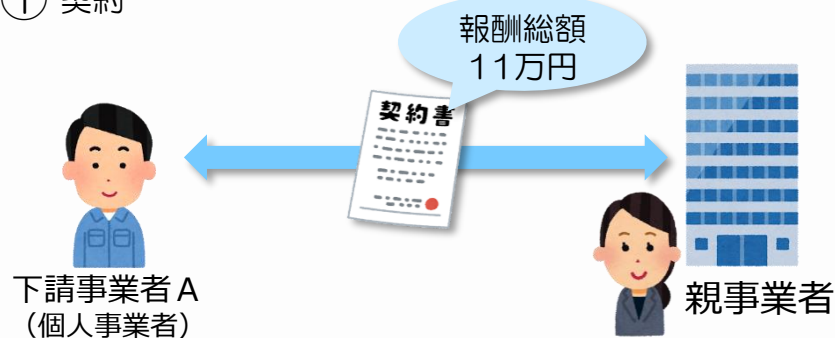
課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。

① 契約



② 取引完了後…



③ よく見ると…

この請求書は、**インボイス番号がない**からAさんは**免税事業者**ということか…！

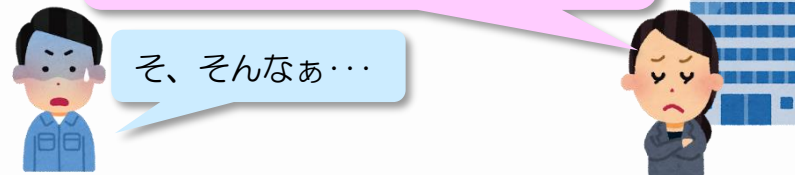
インボイス番号なし



④ 結果…

Aさん、あなた**免税事業者**なら、**消費税相当額**は払えないなあ…

そ、そんなあ…



➤ **それ、下請法違反です！**

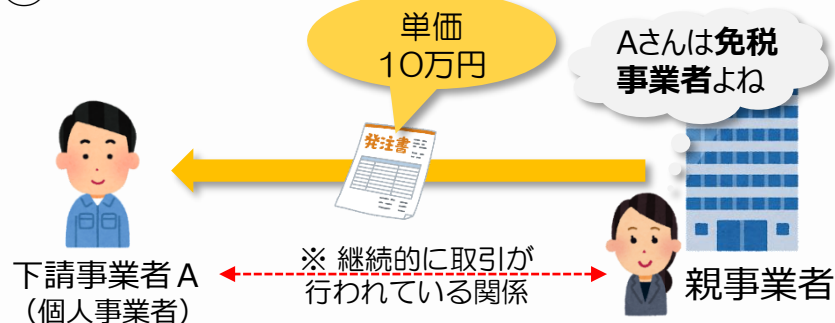
発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。



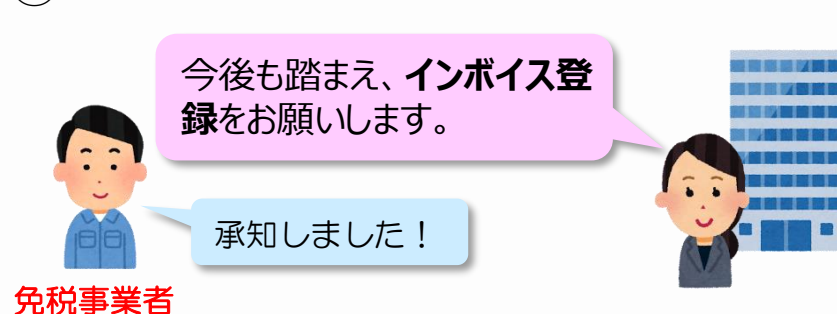
【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。

① 単価交渉及び発注



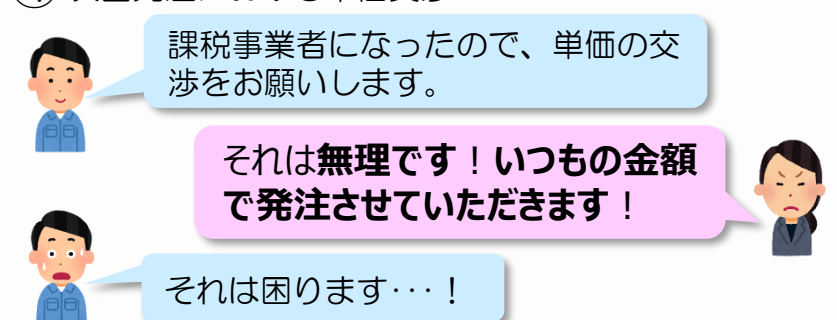
② その後…



③ 課税事業者選択…



④ 次回発注における単価交渉



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！

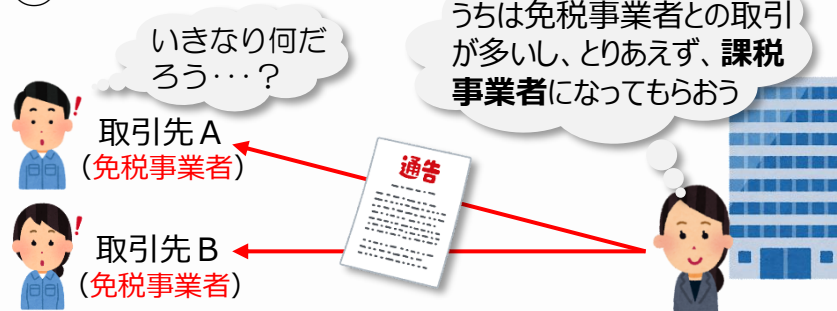


下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買いたたき」として問題になるおそれがあります。

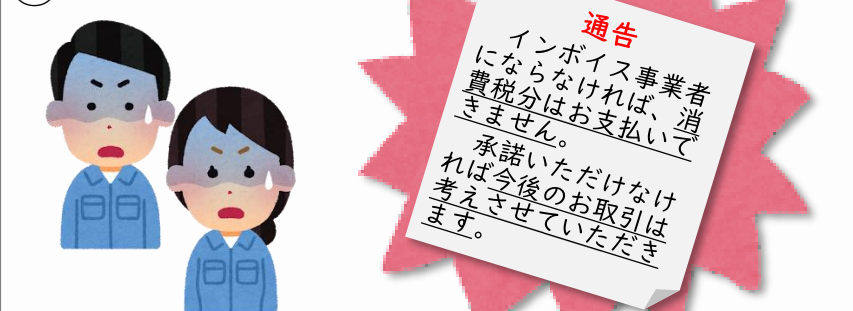
【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。

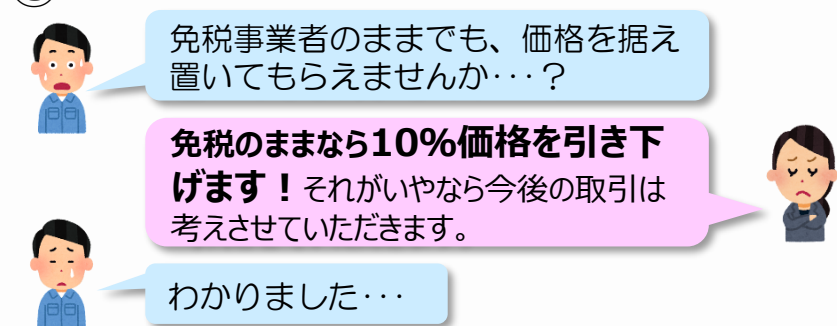
① 要請文書発出



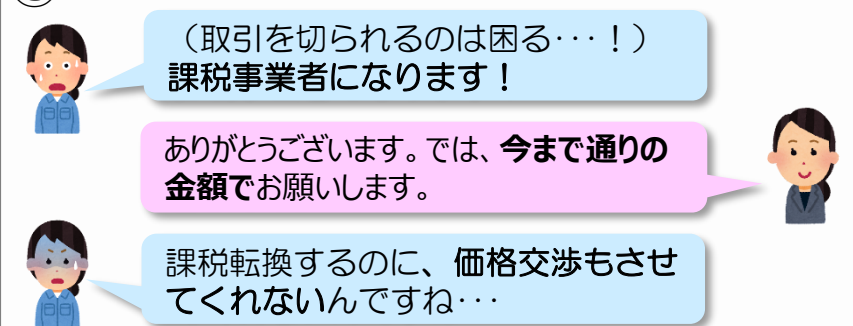
② 要請文書には…



③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）



③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）



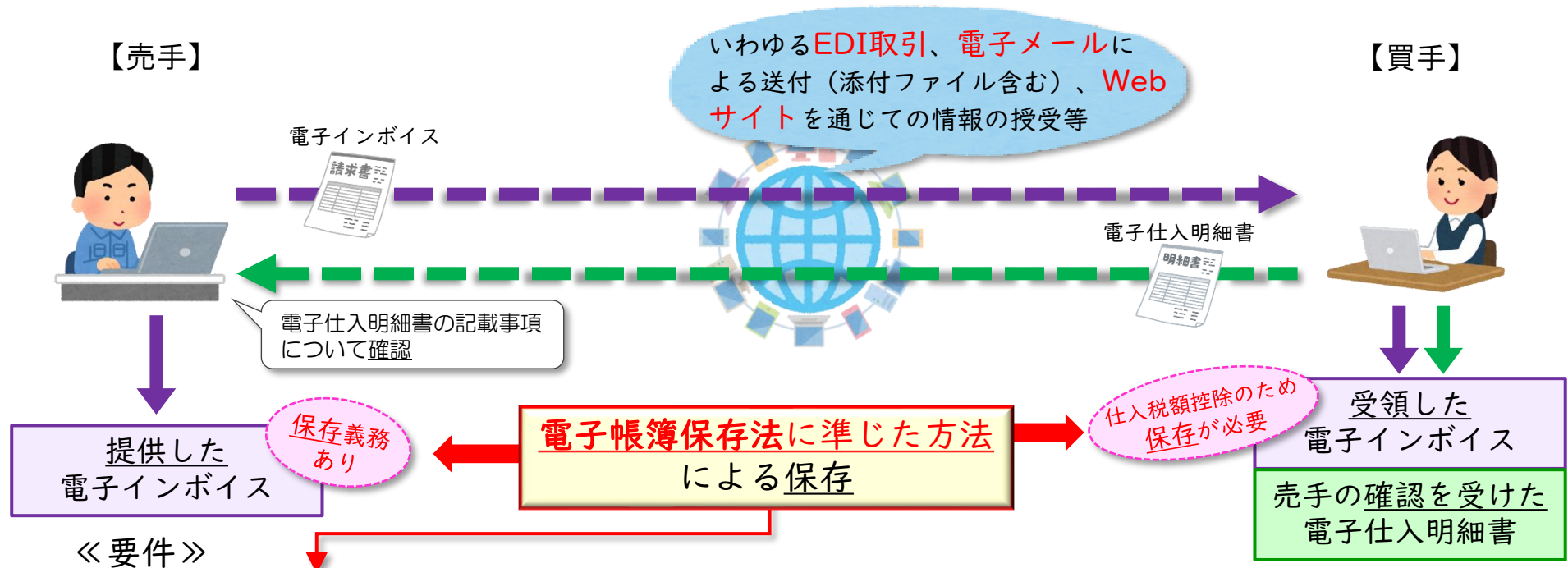
➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

適格請求書等の電磁的記録による提供（電子インボイス）について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存**が必要となる。



要件

- ① 次のいずれかの措置を行う
 - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める

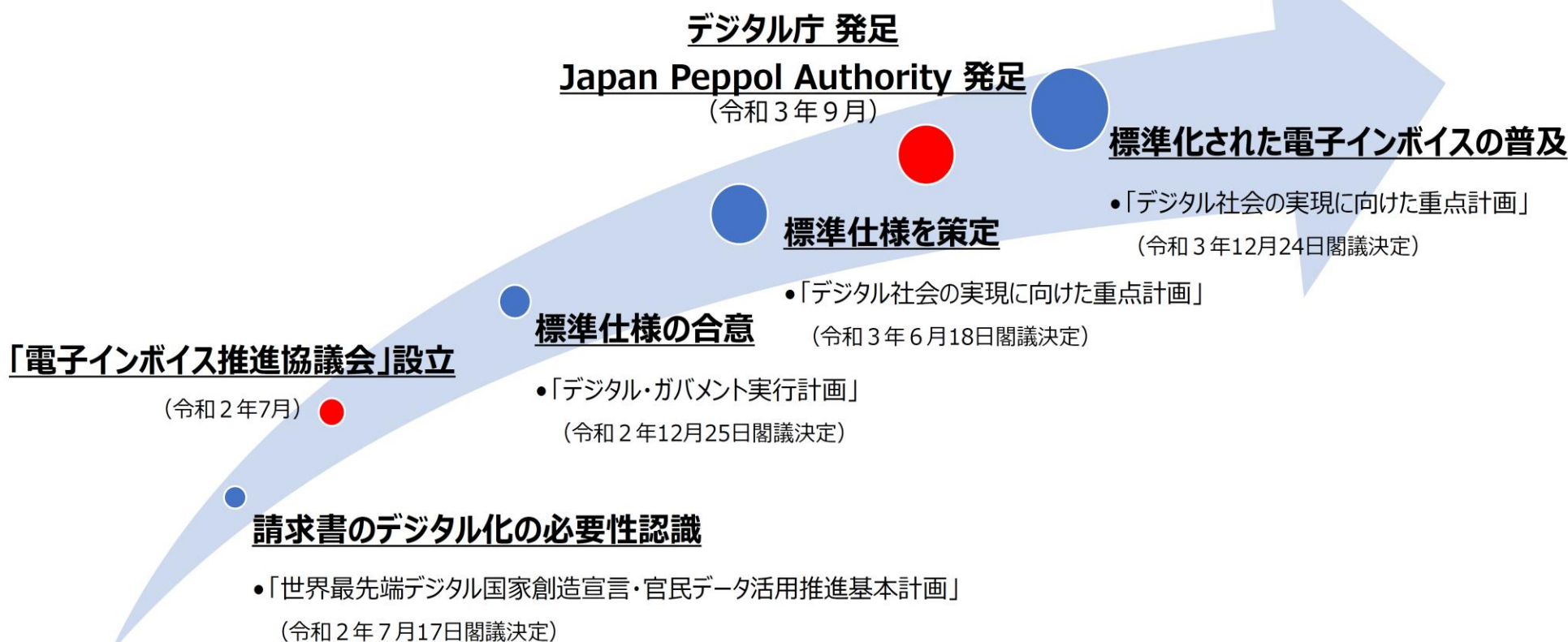
- ② システム概要書等の備付け
- ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
- ④ 検索機能の確保

(注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

消費税のみの取扱い

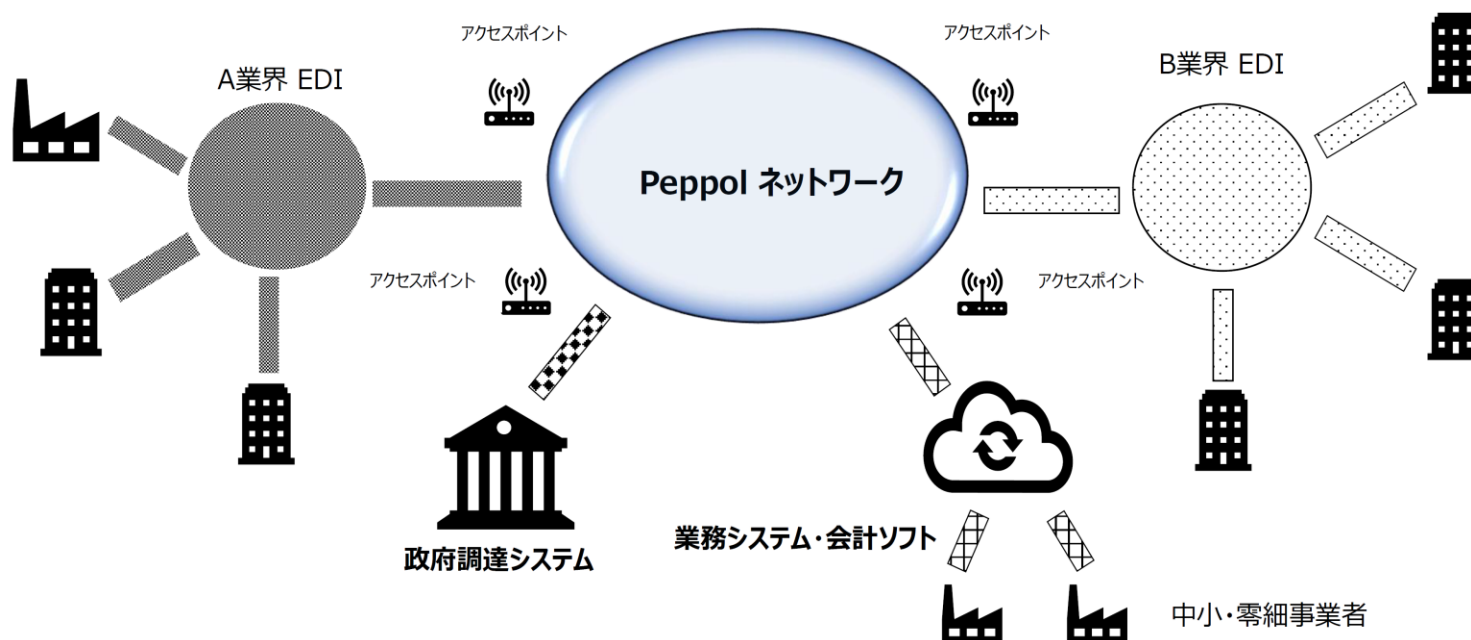
これまでの主な取組

○ 2023年（令和5年）10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、標準化された電子インボイス（デジタルインボイス）の利活用を通じ、事業者のバックオフィス業務の効率化・生産性向上を図る。



デジタルインボイスを実現する（Peppol（ペポル）とは？）

- 「Peppol」（Pan European Public Procurement Online）とは、電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」・「運用ルール」・「ネットワーク」のグローバルな標準仕様。請求情報（請求に係る情報）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携する仕組み。その際、売り手・買い手のシステムの「違い」などは問われない。
- ユーザーは、自らのインターフェース（既存のインターフェース）を活用し対応することが可能であり、負担が少なく、かつ、快適なUI/UXでデジタルインボイスをやり取りすることが可能となる。



デジタルインボイスを実現する（Peppolを採用している海外での「声」）

- Peppolをベースとしたデジタルインボイスを採用している各国において、特に中小企業を中心に、「事務負担の軽減」「低廉な対応コスト」「請求代金の迅速な回収」といった点が評価されている。
- 現在、グローバルでは、デジタルインボイスの活用による事務の効率化・生産性の向上といった点だけでなく、デジタルインボイスをやり取りすることでの付加価値の創造等にもつながっている。

事務負担の軽減

バックオフィス業務の時間を削減し、それを別の業務にあて、生産性向上につながる

低廉な対応コスト

既存のパッケージソフトの利用料、又は限られた追加料金で利用が可能（電子インボイスのやり取り自体は無償の場合が多い）

請求代金の迅速な回収

買い手における請求・振込処理プロセスが自動化され、迅速な代金決済等につながる

9 新たな国際課税ルールについて

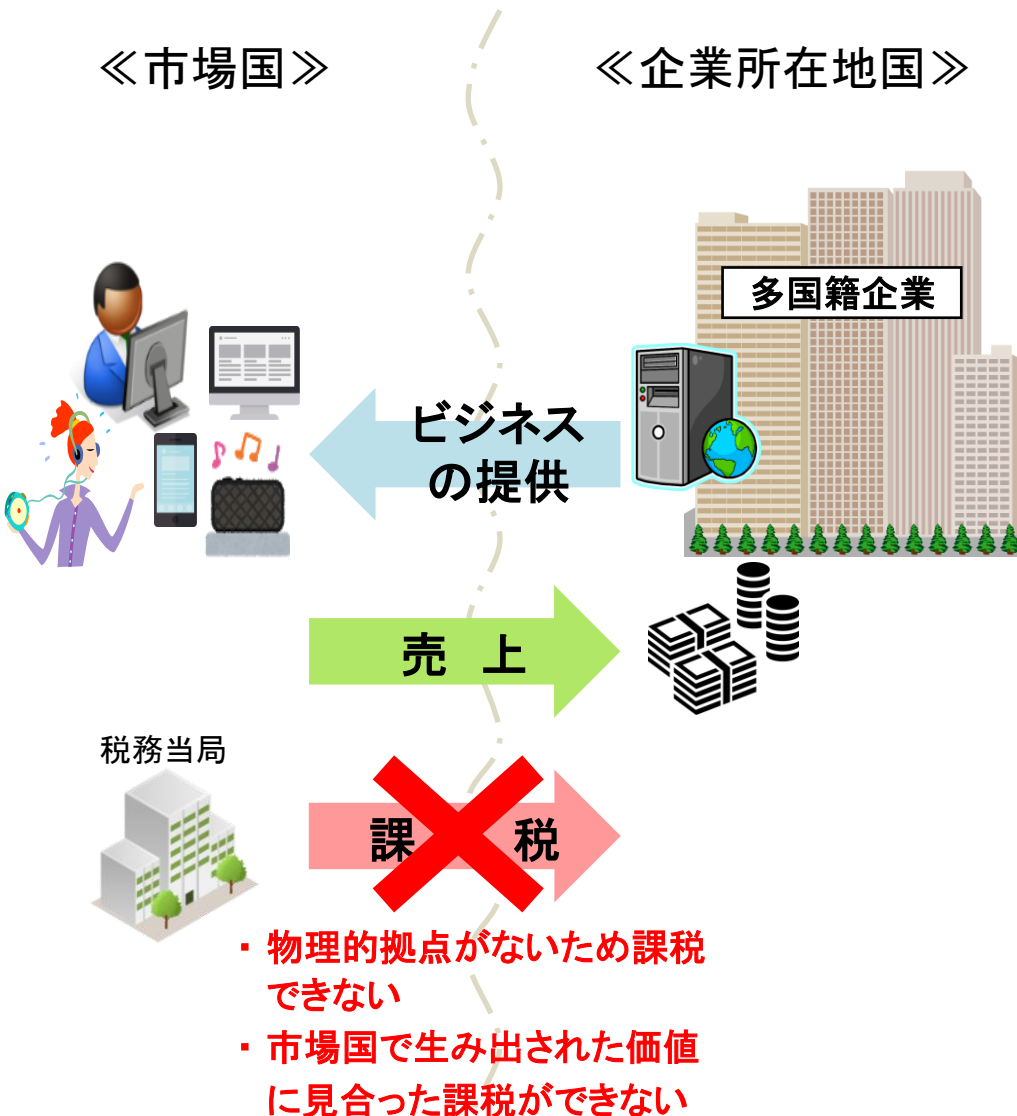
課題

- 市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加
 - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

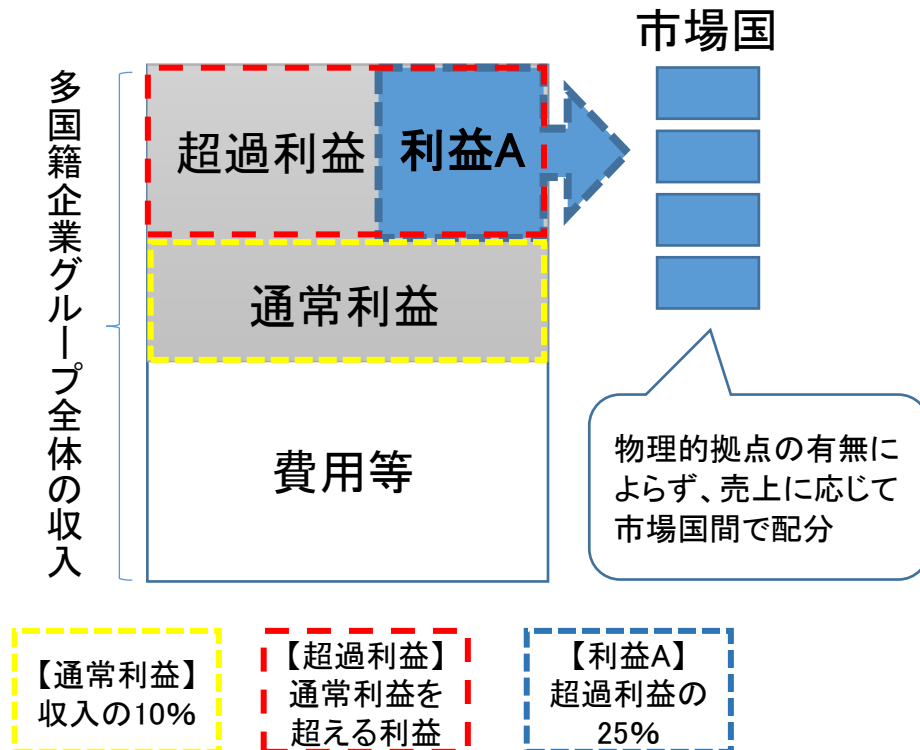


- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題(法人課税)について、作業を進めることに合意。
※ BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)
- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」(現在は約140か国・地域が参加)において議論が進められ、2021年10月8日、2つの柱による解決策に合意。
- 第1の柱(市場国への新たな課税権の配分): 2022年に多国間条約策定、各国国内法改正、2023年の実施が目標。
第2の柱(グローバル・ミニマム課税) : 2022年に各国国内法改正、2023年(一部は2024年)の実施が目標。
⇒いずれも、我が国は令和5年度改正以降の税制改正を予定。

第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)



- 「課税対象(scope)」は、売上高200億ユーロ (約2.6兆円) 超、利益率10% 超の大規模・高利益水準のグローバル企業(全世界で100社程度)
- 大規模な多国籍企業グループの利益率10% を超える超過利益の25% を市場国に配分



第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

- 全ての多国籍企業グループが最低限の法人税負担をすることを確保するため、以下のルール等を導入。これらのルールを合わせてGloBE (Global Anti-Base Erosion) ルールという。
- 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の多国籍企業(国別報告事項の対象となる企業と同水準)が対象。

(1) 所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)

軽課税国にある子会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで親会社の国で課税

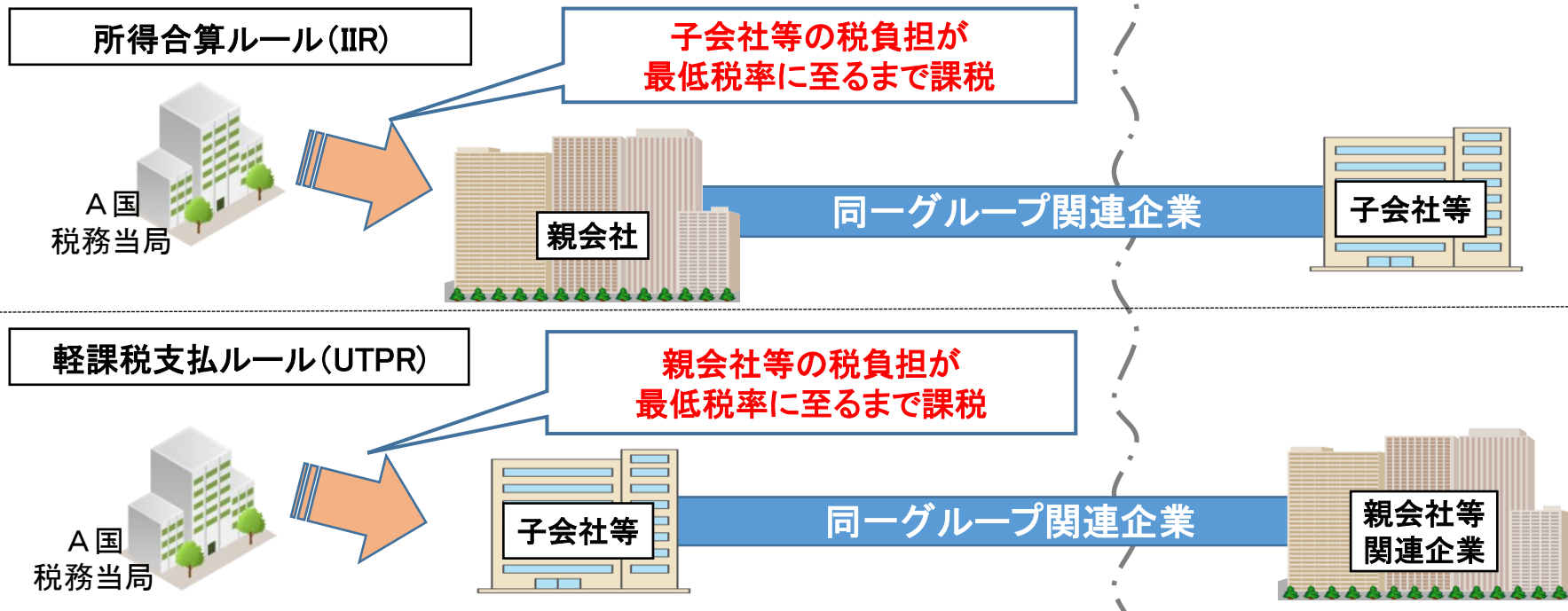
(2) 軽課税支払ルール(UTPR: Undertaxed Payment Rule)

軽課税国にある親会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで子会社等の国で課税

(注) 海外進出の初期段階にある多国籍企業は、GloBEルールの適用開始後5年間、UTPRの適用から除外される。

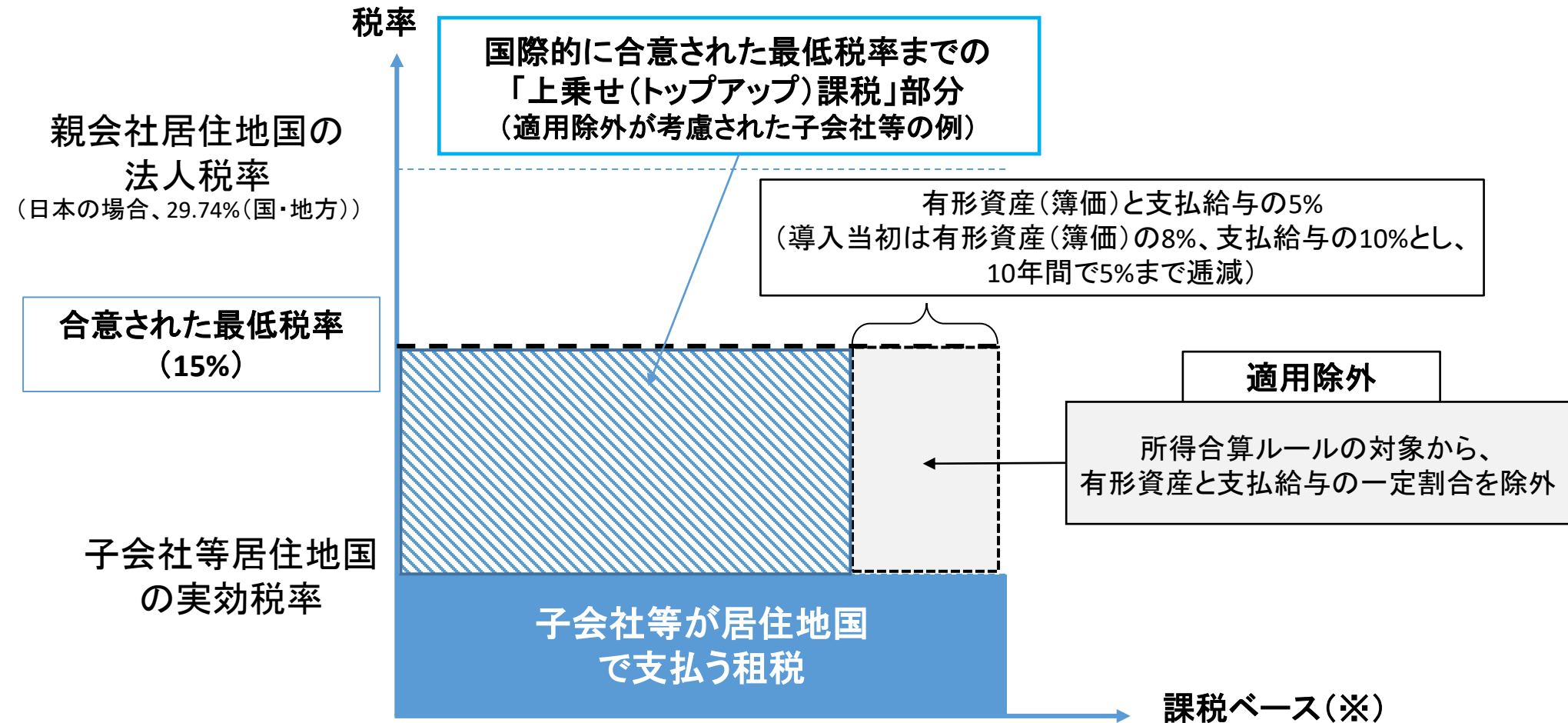
《 A国(通常の税率) 》

《 B国(軽課税国) 》



第2の柱(所得合算ルールイメージ)

軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度



(※) 所得合算ルールの課税ベースは、調整された財務諸表の税引前利益を使用

10 金融所得課税について

令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

（1）個人所得課税のあり方

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

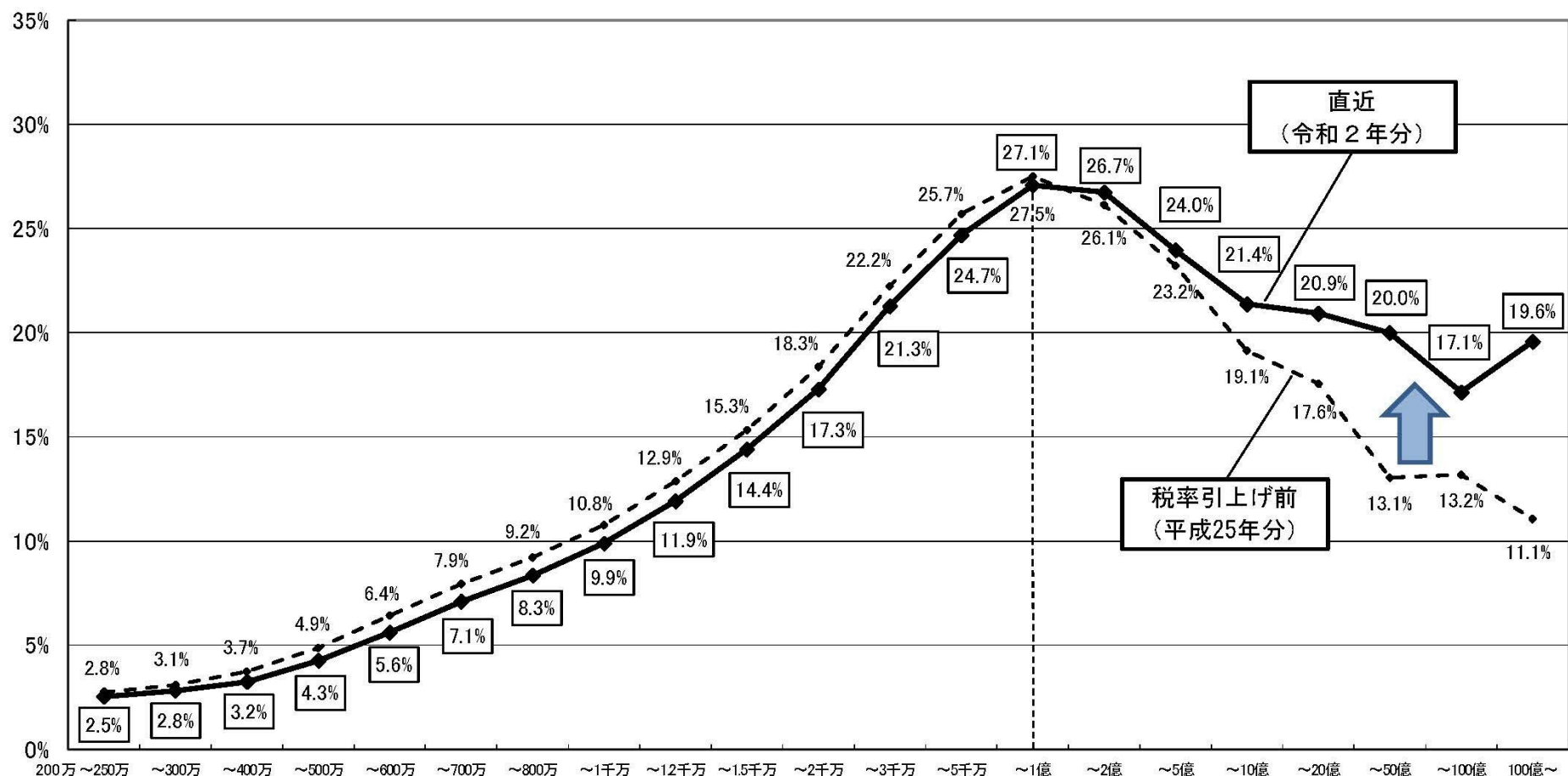
働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



（備考）各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

（合計所得金額：円）

（注）所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

主要国における給与所得課税と金融所得課税の概要

(2022 年 1 月現在)

	日 本		米 国 【ニューヨーク市】 〔※下記のほか、高所得者に対し〕 追加的に税が課される(注3)〕		英 国		ド イ ツ		フ ラ ンス 〔※下記のほか、高所得者に対し〕 追加的に税が課される(注5)〕	
給与所得課税	総合課税	10～55.9% 〔所得税、復興特別所得税、個人住民税の合計(以下同じ)〕	総合課税	17.1～51.8% 〔連邦税:10～37% 州・地方政府税:7.1%～14.8%〕	総合課税	20、40、45%	総合課税	0～47.5% 〔所得税:0～45% 連帯付加税:税額の0～5.5%〕	総合課税	9.7～54.7% 〔所得税:0～45% 社会保障関連諸税:9.7%〕
利子課税	源泉分離課税	20.3%			段階的課税〔分離課税〕	0、20、40、45%				
配当課税	申告分離と総合課税との選択	20.3% ※総合課税も選択可	(連邦税) 段階的課税〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税	7.1～34.8% 〔連邦税:0、15、20% 州・地方政府税:7.1%～14.8%〕 ※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、総合課税(17.1～51.8%)	段階的課税〔分離課税〕	7.5、32.5、38.1%	申告不要〔分離課税〕	26.4% 〔所得税:25% 連帯付加税:税額の5.5%〕 ※総合課税も選択可	分離課税と総合課税との選択	(分離課税) 30% 〔所得税:12.8% 社会保障関連諸税:17.2%〕 又は (総合課税) 17.2～62.2% 〔所得税:0～45% 社会保障関連諸税:17.2%〕
株式譲渡益課税	申告分離課税	20.3%			段階的課税〔分離課税〕	10、20%				

(注1) 税率は小数点第二位で四捨五入している。

(注2) 日本の配当課税は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものであり、申告不要も選択可。株式譲渡益課税は、特定口座で源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。

(注3) 米国では、閾値(単身者:20 万ドル(2,280 万円)、夫婦合算:25 万ドル(2,850 万円))を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(注4) ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとってかえって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.4%の源泉徴収税のみが課税される。

(注5) フランスでは、2012 年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値(単身者:25 万ユーロ(3,250 万円)、夫婦:50 万ユーロ(6,500 万円))を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。

11 カーボンプライシングについて

令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

1. 成長と分配の好循環の実現

（8）経済と環境の好循環の実現

気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化している。I P C Cによれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が1.5℃の場合において増加し、2℃においては更に増加すると予測されている。持続可能な開発目標（SDG s）を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。わが国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援しつつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげる。わが国が新たに設定した意欲的な削減目標を実現するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を選好する社会を構築することが必要不可欠である。グリーン社会の実現にかかる利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意する。

第三 検討事項

- 4 カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。

12 税に対する理解を深めるための取組事例

税に対する理解を深めるための取組事例

《もっと知りたい税のこと(令和3年6月)》



※1 財務省YouTubeチャンネルにて4月上旬動画公開予定
※2 電子書籍化し、無料配信中

《令和4年度税制改正》



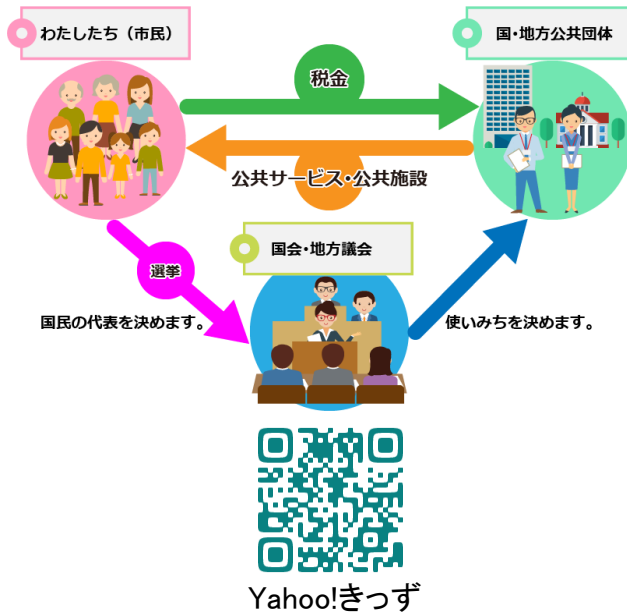
※1 財務省YouTubeチャンネルにて動画公開中
※2 令和4年度税制改正動画についても制作準備中

《財務省主税局×うんこドリル》



※財務省HPにて「冊子」と「ゲーム」公表中

《外部サイトへのコンテンツ提供》



《租税教育》



【国税庁HP】
<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/index.htm>

《税制メールマガジン》



税制メールマガジン

で

検索

【財務省HP】
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/index.htm